

東北自動車道
R 9 仙台管内舗装補修工事

特 記 仕 様 書

令和8年10月

東日本高速道路株式会社 東北支社
仙台管理事務所

目 次

	頁
1. 工事概要	1
2. 適用する共通仕様書	1
3. 間接工事費の変更	1
4. カーボンニュートラル推進工事	3
5. 配置技術者について	4
6. 工事用地等に関する事項	4
7. 関連施設その他との関係	5
8. 作業日及び作業期間に関する事項	6
9. 関連工事に関する事項	9
10. 工程表及び履行報告に関する事項	10
11. 工事用材料に関する事項	10
12. 貸与品に関する事項	11
13. 保安に関する事項	11
14. 環境保全に関する事項	13
15. 建設副産物の処理方法に関する事項	14
16. 部分使用に関する事項	15
17. 現場環境改善に関する事項	16
18. 工事用プレートに関する事項	16
19. 道路構造物点検の実施	17
20. 設計変更ガイドラインの活用について	17
21. 工事変更等検討会の設置について	18
22. 工事に関する共通事項	18
23. 工事細部に関する事項	23
24. 補足事項	59

添付資料

様式－１	間接工事費計画書の提出について
様式－２	間接工事費増加費用の負担額に関する協議書
様式－３	間接工事費増加費用の負担額同意書
様式－４－１	カーボンニュートラル施工計画書（契約締結後）
様式－４－２	カーボンニュートラル施工計画書（競争参加資格申請時）
様式－５	不動産貸付申請書
様式－６	工程表
様式－７	工事履行報告
様式－８	工事用プレート使用状況等記録簿
様式－９	工事記録情報 完了届
別添－１	低速プロファイラの運用に関する補足資料
別添－２	実績価格調査票
別添－３	施工確認願（車両後退時の通信方法）

1. 工事概要

1-1 工事名 東北自動車道 R9 仙台管内舗装補修工事

1-2 道路名 東北自動車道・山形自動車道

1-3 工事箇所

(自) 宮城県白石市福岡深谷	(白石 I C)
緯度 38° 2' 20"	経度 140° 37' 50"
(至) 岩手県一関市赤荻	(一関 I C)
緯度 38° 56' 10"	経度 141° 6' 0"
(自) 宮城県柴田郡村田町大字足立	(村田 J C T)
緯度 38° 8' 20"	経度 140° 43' 30"
(至) 宮城県柴田郡川崎町大字前川	(宮城川崎 I C)
緯度 38° 10' 20"	経度 140° 37' 20"

1-4 施工内容

舗装面積	9.4 千m ²
床版防水	0.6 千m ²
休憩施設改良	1 箇所

1-5 施工地域区分

本工事の実施工場所の施工地域区分は以下のとおりである。

【一般交通影響あり(1)】

- ・2車線以上(片側1車線以上)かつ断面交通量が5,000台/日以上以上の車道において車線変更を促す規制を行う工事の場合(常時全面通行止めの場合は含まない)
- ・市街地部(D I D地区及びこれに準ずる地区)が施工場所に含まれる場合の工事

2. 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)は、令和8年7月版とする。

3. 間接工事費の変更

3-1 対象となる項目

本工事は間接工事費のうち「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の次に掲げる費用(以下「実績変更対象費」という。)について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

(1) 営繕費

労働者の送迎費、宿泊費、借上費(宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る)

(2) 労務管理費

募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用

(3) 上記(1)(2)に関連し発生した間接工事費について、監督員が必要と認めた場合、その費用については監督員と受注者との協議し定めるものとする。

3-2 工事費構成内訳書

発注者は、契約単価合意の時(単価協議時)に、本工事の当初積算における共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を工事費構成内訳書にて提示するものとする。

3-3 間接工事費計画書の提出

受注者は、間接工事費の増加費用を請求する予定がある場合は、工期開始の日から14日以内に本特記仕様書3-2「工事費構成内訳書」で示された割合を参考にして、実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した間接工事費計画書(様式-1)を作成し、監督員へ提出するものとする。

なお、工期開始の日から14日以内に間接工事費計画書の提出がない場合は、間接工事費の増加費用の請求は行えないものとする。

3-4 間接工事費の増加費用の協議

(1) 受注者は、最終設計変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえた増加費用を請求する場合は、間接工事費増加費用の負担額に関する協議書(様式-2)【変更間接工事費計画書及び実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類(領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など)】を監督員に提出し協議するものとする。

(2) 監督員は、受注者からの請求があった場合においては、監督員が算定した増加費用の額を記した増加費用の協議書をもって、受注者と協議するものとする。

(3) 受注者は、間接工事費の増加費用の額について、監督員からの協議書により間接工事費増加費用の負担額同意書(様式-3)を監督員に提出するものとする。なお、協議の開始の日から28日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め、受注者に通知する。

3-5 受注者の責めに帰す事由の増加費用

受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

3-6 実績変更対象費に基づく間接工事費の増加費用の算定

実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合の増加費用の算定については、次のとおりとする。

(1) 共通仮設費率分は土木工事積算基準に基づく算出額から、間接工事費計画書(様式-1)に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。

(2) 現場管理費は、土木工事積算基準に基づく算出額から、間接工事費計画書(様式-1)に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。

(3) 間接工事費の増加費用は、一般管理費等の費用を含むものとする。

(4) 全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

3-7 虚偽申告

受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。

3-8 疑義

疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

4. カーボンニュートラル推進工事

本工事は、カーボンニュートラルを推進するため、工事受注者が工事の施工にあたりカーボンニュートラルに向けた取り組みを行うことで、インセンティブとして、しゅん功時の請負工事成績評定（以下、「成績評定」という。）での加点評価や、総合評価落札方式（工事实績評価型）における技術評価での加点評価を受けることができる工事である。

4-1 技術評価項目「カーボンニュートラルへの取り組み」の取扱い

- （１）受注者が競争参加資格申請時に取り組むとしたカーボンニュートラルへの取り組み内容は、履行義務が生じるものとする。
- （２）受注者は、上記取り組み内容の詳細をカーボンニュートラル施工計画書（競争参加資格申請時）（様式-4-2）に記載し、監督員に提出しなければならない。
- （３）監督員は、受注者から提出されるカーボンニュートラル施工計画書に受注者が競争参加資格申請時に取り組むとしたカーボンニュートラルへの取り組み内容の詳細が記載されていることを確認するものとする。なお、記載されていない場合は再提出を求めるものとする。

4-2 契約締結後の取り組みの提案

受注者は更なる取り組みを提案する場合、カーボンニュートラル施工計画書（契約締結後）（様式-4-1）に「提案内容」及び「取り組みにより削減される概算CO2排出量」を記載し、監督員に提出するものとする。

4-3 評価対象となる取り組み

本工事において、カーボンニュートラルへの取り組みとして、成績評定において加点評価対象となる取り組みは、以下の（１）～（５）のすべてを満たす取り組みで監督員が認めたものとする。

- （１）本工事で行う取り組み、実施が確認できる取り組み
- （２）次のいずれかを行う取り組み
 - ・CO2排出量の削減に寄与する取り組み
 - ・CO2の吸収に寄与する取り組み
 - ・CO2の発生を低減して製造された資材等を活用した取り組み
- （３）発注者が費用を計上していない取り組み
- （４）成績評定で重複して加点評価しない取り組み
- （５）本工事の安全や目的物の品質に影響を与えない取り組み

なお、取り組み内容について、規模・数量・期間は問わないものとする。

4-4 加點評価対象の通知

監督員は、本特記仕様書「4-1」及び「4-2」に基づき提出されたカーボンニュートラル施工計画書の内容を確認し、しゅん功時の成績評定において本特記仕様書「4-3」に示す加點評価対象となる提案であるのか否かを工事打合簿により受注者へ通知するものとする。

なお、監督員が本特記仕様書「4-2」に基づく受注者の提案を評価対象と認めない場合、受注者はカーボンニュートラル施工計画書の再提出又は取り下げができるものとする。

4-5 履行確認

(1) 受注者は、カーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みの履行完了報告を土木工事共通仕様書様式第19、20号の「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により監督員に提出するものとする。

(2) 監督員は、受注者から提出された「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により確認するものとする。

4-6 費用

受注者が提出したカーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みに要する費用は、受注者の負担とする。

5. 配置技術者について

5-1 配置技術者経験及び資格について

配置予定技術者に求める経験及び資格は、当該工事の入札公告（説明書）に示すとおりとする。

5-2 特例監理技術者の兼務について

共通仕様書1-7-3「現場代理人等の配置」（4）に規定する特例監理技術者が兼務できる工事は以下に示す市町村の範囲とする。

1) 対象範囲

東北自動車道 白石ICから一関ICを通過する市町村及び隣接する市町村

山形自動車道 村田JCTから宮城川崎ICを通過する市町村及び隣接する市町村

6. 工事用地等に関する事項

6-1 作業基地

受注者は下記の敷地について工事用機械の作業基地として無償で使用するものとする。

なお、使用の用途は本工事の施工に関するものに限るものとする。

所在地	使用可能面積	使用可能時期
宮城県白石市（白石IC内）	約300m ²	白石ICランプ閉鎖期間中
宮城県村田町（村田IC内）	約300m ²	工事期間中 （冬期休止期間を除く）
宮城県仙台市（仙台南IC内）	約300m ²	
宮城県大衡村（大衡IC内）	約300m ²	
宮城県栗原市（若柳金成IC内）	約300m ²	
宮城県川崎町（宮城川崎IC内）	約300m ²	

7. 関連施設その他との関係

共通仕様書 1-10 「関係官公署及び関係会社への手続き」に示す本工事に関連する主な施設及び管理者は、下表のとおりとする。

(1) 道路・鉄道関係

位置	路線名	管理者名	摘要
東北自動車道 白石 I C G・Hランプ	国道 4 号	仙台河川国道事務所	
泉 P A スマート I C 下り線	市道 泉 2 8 4 6	仙台市	泉 P A スマート I C 下り線 接続道路

(2) 規制関係

道路及び位置	管理者名	摘要
東北自動車道 白石 I C ～ 県境 (4 1 4 K P 付近) 山形自動車道 村田 J C T ～ 宮城川崎 I C	宮城県警察本部交通部高速道路交通警察隊	
東北自動車道 県境 (4 1 4 K P 付近) ～ 一関 I C	岩手県警察本部交通部高速道路交通警察隊	
国道 4 号	宮城県白石警察署	一般道
市道 泉 2 8 4 6	宮城県泉警察署	一般道

なお、高速道路の交通規制に必要な協議については、原則として発注者が行うものとし、受注者は協議内容を遵守して工事を行うものとする。

(3) 電力、通信施設関係

位置	施設名	管理者名	摘要
東北自動車道 白石 I C ～ 一関 I C 本線路肩部・中央分離帯部 ・床版張出下面	光通信ケーブル	K D D I (株) 当社	埋設及び添架
	メタル通信・電源ケーブル	当社	
	路温計 (気象観測設備)	当社	
	交通量計測ループコイル	当社	
山形自動車道 村田 J C T ～ 宮城川崎 I C 本線路肩部・中央分離帯部 ・床版張出下面	光通信ケーブル	K D D I (株) 当社	埋設及び添架
	メタル通信・電源ケーブル	当社	
	路温計 (気象観測設備)	当社	
	交通量計測ループコイル	当社	

(4) その他

受注者は、上記以外の本工事に関係する施設等を発見したときは、監督員に通知し、監督員の指示に従わなければならない。

8. 作業日及び作業期間に関する事項

8-1 作業抑制期間

共通仕様書 1-13 「作業日」の規定による他、下表（１）、（２）の表中に示す期間は原則として、高速道路上の交通規制を伴う作業を行ってはならない。やむを得ず作業を行う必要がある場合は、受注者は、理由を付した書面を監督員に提出し、確認を得なければならない。

（１）交通繁忙期間

期間	日数	区間	摘要
毎年４月下旬～５月上旬	約１０日間	全施工区間	ゴールデンウィーク
毎年８月上旬～８月中旬	約１０日間		夏期混雑期
毎年１２月下旬～１月上旬	約１０日間		年末年始

なお、上記に示す期間及び日数は標準的なものであるため、別途期間等が確定したら監督員から指示するものとする。

（２）床版取替工事における本線対面通行期間

期間	区間	摘要
令和９年１０月上旬～１１月中旬	白石ＩＣ～村田ＩＣ	森の川橋（下り線）

なお、上記に示す期間は現時点での予定であり、変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとする。

8-2 冬期休止期間

共通仕様書 1-13 「作業日」の規定による他、１２月１６日から翌年３月１５日までの期間は冬期休止期間として、現場作業を行ってはならない。やむを得ず現場作業を行う必要がある場合は、受注者は、理由を付した書面と施工計画書を監督員に提出し、確認を得なければならない。

なお、上記の確認を得て冬期休止期間中に現場作業を行った場合の増加費用については、すべて受注者の負担とし別途支払は行わないものとする。

ただし、監督員が必要と認めて冬期休止期間中に工事を行うことを指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については、別途監督員と受注者とで協議して定めるものとする。

8-3 夜間作業

共通仕様書 1-13 「作業日」の規定にかかわらず夜間作業を行うことができるものとする。ただし、夜間作業を実施する場合は、共通仕様書 1-19-4 「週間工程表」に規定する週間工程表に夜間作業となる日を記載し、監督員に確認を得なければならない。

8-4 交通規制可能時間

交通規制可能時間は下表に示す時間内とする。なお、監督員の指示により規制開始の延期または途中で規制解除（工事中止）を行うことがある。また、受注者は、交通規制による著しい渋滞若しくは、その恐れがある場合や、交通の危険及び異常気象時には、監督員の指示により、一時規制を解除（工事中止）する措置を講じなければならない。これらの措置に要する費用は、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

(1) 東北自動車道

上下別	施工区間	規制可能時間帯	時期	規制種別
上	東北自動車道 白石IC～村田IC 仙台宮城IC～泉PAスマートIC 古川IC～一関IC	終日	通年	車線規制
上	東北自動車道 村田IC～村田JCT	10:00～翌8:00	1月～7月、12月	
		11:00～翌7:00	8月～11月	
上	東北自動車道 村田JCT～仙台南IC	12:00～翌7:00	1月～7月、12月	
		18:00～翌7:00	8月	
		13:00～翌7:00	9月～11月	
上	東北自動車道 仙台南IC～仙台宮城IC	9:00～翌7:00	1月～7月、9月～12月	
		10:00～翌7:00	8月	
上	東北自動車道 泉PAスマートIC～泉IC	終日	1月～7月、9月～12月	
		18:00～翌17:00	8月	
上	東北自動車道 泉IC～富谷JCT	18:00～翌17:00	1月～7月、12月	
		19:00～翌16:00	8月～11月	
上	東北自動車道 富谷JCT～大衡IC	19:00～翌15:00	1月～7月、12月	
		19:00～翌14:00	8月～11月	
上	東北自動車道 大衡IC～三本木PAスマートIC	18:00～翌16:00	1月～7月、12月	
		19:00～翌14:00	8月	
		19:00～翌15:00	9月～11月	
上	東北自動車道 三本木PAスマートIC～古川IC	終日	1月～7月、12月	
		18:00～翌15:00	8月～11月	
下	東北自動車道 白石IC～村田IC	終日	1月～7月、9月～12月	
		18:00～翌16:00	8月	
下	東北自動車道 村田IC～村田JCT	18:00～翌16:00	通年	
下	東北自動車道 村田JCT～仙台南IC	19:00～翌15:00	1月～7月、12月	
		19:00～翌14:00	8月～11月	
下	東北自動車道 仙台南IC～仙台宮城IC	18:00～翌17:00	1月～7月、9月～12月	
		18:00～翌16:00	8月	
下	東北自動車道 仙台宮城IC～泉PAスマートIC	終日	1月～7月、9月～12月	
		9:00～翌7:00	8月	

下	東北自動車道 泉PAスマートIC～泉IC	8:00～翌7:00	1月～7月、12月	
		9:00～翌7:00	8月～11月	
下	東北自動車道 泉IC～富谷JCT	9:00～翌7:00	通年	
下	東北自動車道 富谷JCT～大和IC	10:00～翌7:00	1月～7月、12月	
		11:00～翌7:00	8月～11月	
下	東北自動車道 大和IC～大衡IC	10:00～翌7:00	1月～7月、9月～12月	
		11:00～翌7:00	8月	
下	東北自動車道 大衡IC～三本木PAスマートIC	9:00～翌7:00	1月～7月、12月	
		10:00～翌7:00	8月～11月	
下	東北自動車道 三本木PAスマートIC～古川IC	終日	1月～7月、12月	
		9:00～翌8:00	8月～11月	
下	東北自動車道 古川IC～一関IC	終日	通年	

(2) 山形自動車道

上下別	施工区間	規制可能時間帯	時期	規制種別
上下	山形自動車道 村田JCT～宮城川崎IC	終日	通年	車線規制

8-5 ランプ閉鎖規制

下表に示す項目の施工において、下表に示すとおりランプ閉鎖規制を予定している。なお、ランプ閉鎖時期、区間、時間及び回数は現時点における予定であり、変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとする。可能時間帯は表中に示す時間内とする。

上下別	施工区間	予定時期	回数	ランプ閉鎖 規制可能時間帯 (施工可能時間帯)	摘 要
—	白石IC B・Dランプ	令和9年10月	1回	20:00～翌06:00 (20:30～翌05:00)	ランプ舗装補修
—	白石IC G・Hランプ	令和9年10月	1回	20:00～翌06:00 (20:30～翌05:00)	ランプ舗装補修
—	大衡IC Bランプ	令和9年9月	3回	20:00～翌06:00 (20:30～翌05:00)	ランプ舗装補修
—	大衡IC B・Dランプ	令和9年9月	2回	20:00～翌06:00 (20:30～翌05:00)	ランプ舗装補修

なお、高速道路等のランプ閉鎖に係る協議は原則として発注者が行うものとし、ランプ閉鎖に伴う本線、ICの交通規制に要する費用は関連する単価項目によるものとする。ただし、ランプ閉鎖に伴い実施する一般道からの流入閉鎖に係る交通規制については、諸経費に含むものとする。

8-6 工期に関する事項

8-6-1 余裕期間

本工事は、共通仕様書 1-1-2 「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した余裕期間内（工事着手期限までの間）で、受注者が工事の始期を任意に設定することができる。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場事務所等の設置、資材の搬入、仮設工事または測量等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、受注者が設定した工事の始期までに、「工事打合簿」にて監督員に着工日を通知した上で、工事に着手しなければならない。

余裕期間（工事着手期限）：契約保証取得の日の翌日から 60 日間（まで）

9. 関連工事に関する事項

9-1 関連工事

契約書第 2 条に規定する当社または他の機関の発注に係る第三者が施工する他の工事は下表のとおりとする。

工事名	主な関連事項	予定工期	施行主体	受注者等名
東北自動車道 向原橋床版取替工事	交通規制調整 工程調整	令和6年5月16日 ～令和11年2月18日	当社	熊谷組(株)・ (株)ガイアート特定JV
東北自動車道 泉パーキングエリア下り線改良工事	交通規制調整 工程調整	令和5年3月8日 ～令和9年6月14日	当社	福田道路(株)
東北自動車道 仙台宮城インターチェンジDランプ橋工事	交通規制調整 工程調整	令和7年9月18日 ～令和11年9月26日	当社	エム・エムブリッジ (株)・(株)安藤・間特定 JV
東北自動車道 R 8 仙台管内舗装補修工事	交通規制調整 工程調整	令和7年12月23日 ～令和9年6月15日	当社	(株)ガイアート
東北自動車道 森の川橋床版取替工事	交通規制調整 工程調整	令和8年10月 ～令和11年3月	当社	未定
保全工事業務等の実施に関する年度協定 ・道路保全工事業務	交通規制調整 工程調整	通年	当社	(株)ネクスコ・メンテ ナンス東北
保全点検業務等の実施に関する年度協定 ・道路詳細点検業務 ・施設保全工事業務 ・施設保全管理業務	交通規制調整 工程調整	通年	当社	(株)ネクスコ・エンジ ニアリング東北
保全点検業務等の実施に関する年度協定 ・通信施設保全管理業務 ・管理施設保全工事業務	交通規制調整 工程調整	通年	当社	(株)ネクスコ東日本エ ンジニアリング

なお、上記に示す工事は現時点での予定であり、追加及び変更が生じた場合は別途監督員から通知するものとする。

この他に仙台管理事務所で行う規制調整会議（毎週木曜日）に出席し、当該工事の規制に関連する工事及び受注者との調整に協力するものとする。

10. 工程表及び履行報告に関する事項

10-1 工程表

10-1-1 工程表

共通仕様書1-19-2「工程表の提出」に規定する工程表は様式-8のとおりとし、記入方法は下記のとおりとする。

- (1) 準備工・後片付けは、工程のみを棒グラフで記入する。
- (2) 準備工・後片付け以外の項目は、工程を棒グラフで記入し、棒グラフの上段に各月ごとに累計計画出来高（%）を記入する。
- (3) 右側摘要部分の目盛に従い計画出来高累計曲線を記入する。
- (4) 工程表に示す項目は次のとおりとする。

工程表の項目	単価表の項目
切削オーバーレイ工	切削オーバーレイ工
床版防水工	オーバーレイ工、レベリング工、床版防水工、路面切削工A、路面切削工B、床版補修工
休憩施設改良工	道路掘削、捨土掘削、張芝工、路盤準備工、粒状路盤工、アスファルト混合物、セメントコンクリート舗装版工、植栽基盤整備工、植樹工、路面切削工C
雑工	上記以外

10-2 履行報告

共通仕様書1-19-3「履行報告」に規定する履行報告は様式-9及び本特記仕様書10-1-1「工程表」に示す工程表に下記のとおり記入し報告するものとする。

- (1) 棒グラフの下段に当月までの累計実施出来高を記入し、翌月以降の予定を（ ）で記入する。
- (2) 計画出来高累計曲線に当月までの累計実施出来高及び翌月以降の予定を点線で記入する。

11. 工事用材料に関する事項

11-1 ウォータージェット工法に使用する水

ウォータージェット工法に使用する水については、清水（水道水）とし受注者が準備するものとするが、下表に示す連絡等施設内の当社給水設備より給水できるものとし、当社給水設備より給水する場合は有償とする。なお、これに要する費用については、関連する単価に含まれるものとし別途支払いは行わないものとする。

連絡等施設名	単価（税抜）
白石 I C 内プラザ	698円/m3
村田 I C 内プラザ	320円/m3
仙台南 I C 内プラザ	368円/m3
仙台宮城 I C 内プラザ	323円/m3
泉 I C 内プラザ	416円/m3
大和 I C 内プラザ	247円/m3
大衡 I C 内プラザ	375円/m3
古川 I C 内プラザ	437円/m3
築館 I C 内プラザ	473円/m3
若柳金成 I C 内プラザ	400円/m3
宮城川崎 I C 内プラザ	551円/m3

上表に示す単価は現時点の単価であり、変更する場合がある。

1 2. 貸与品に関する事項

1 2-1 貸与品

契約書第 1 5 条第 1 項に基づく貸与品は、下表のとおりとし、設計図書に定められた使用目的以外に資機材を使用してはならない。

なお、資機材の使用は無償とするが、機械類の運転に要する燃料、油脂、現場修理及び管理等に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。また、受注者の責によらない事由により、規制機材等の貸与が受けられない場合は、監督員と受注者として協議し定めるものとする。

品名	規格等	数量	引渡場所	貸与期間
後尾警戒車	道路維持管理車	1 台	仙台管理事務所	工事期間中 (交通規制に伴う渋滞発生時のみ)
標識車	2 t	—		工事期間中
車載式標識	車載用LED標識	—		
矢印板、ラバコン、規制標識、ロボット誘導員	設計図による	—		
標識等安全施設		—		

数量を「—」表記としているものは貸与不可のものとなるため、受注者にて用意するものとし、これに要する費用は関連する単価項目に含むものとする。

1 3. 保安に関する事項

1 3-1 工事用車両の運行速度

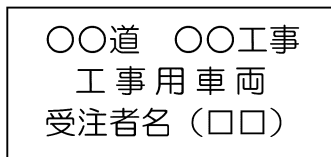
一般道の人家連担区域等や高速道路上における運航速度は、法定速度もしくは規制速度を厳守するとともに、過積載の防止等法令を遵守するものとする。

1 3-2 工事用車両の区別

共通仕様書 1-25-2「交通安全」(2)に規定している工事用車両と一般車両の区別をするため、以下に示す工事用車両の標示と同等以上の標示板を設置するものとする。なお、標示内容の変更を監督員が指示した場合、受注者はその指示に従わなければならないものとする。

また、高速道路の交通規制内へ出入りする全ての車両は、一般車両と識別できるよう黄色回転灯を備えたものとする。

工事用車両標示板参考図



材質：耐水合板、強化プラスチック、

布製又はラミネート加工した印刷物等

寸法：取付位置、車両の安全性を損なわず、かつ識別可能な寸法

色彩：下地黄色、文字黒色

字体：丸ゴシック体（受注者名の文字の大きさは、他の文字より大きめにする）

□□：受注者車両の通し番号

1 3 - 3 光通信ケーブル等損傷事故防止対策

1 3 - 3 - 1 光通信ケーブル等損傷事故の防止

受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するために埋設物近接箇所の工事の施工にあたっては、東日本高速道路㈱、KDDI ㈱「光通信ケーブル等損傷事故防止マニュアル（令和3年7月）」（以下「マニュアル」という。）に基づき万全の措置を講じなければならない。

1 3 - 3 - 2 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者

- （1）受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するため、工事の計画、現場指導等の強化を実施する専任の光通信ケーブル等損傷事故防止監理者を定め、監督員に通知しなければならない。
- （2）光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、「マニュアル」の内容を十分理解し、光通信ケーブル等管路の損傷事故防止に関して万全の措置を講じられるよう作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。また、試掘時及び近接工事作業時に現場に立会い、事故防止に関する指導、監督を行わなければならない。
- （3）光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、現場代理人・主任技術者（監理技術者）及び専門技術者と兼ねることができるものとする。

1 3 - 4 飛散防止対策

本工事区間には道路が交差しているため、材料等の飛散・落下による交通車両及び一般通行人の事故等を未然に防止する措置を講じなければならない。

1 3 - 5 工事に使用する移動用発電設備等について

移動用発電設備等を使用する場合は、「電気事業法」、「電気設備に関する技術基準を定める省令」及びその他の関係法令並びに規則等に準じて運用を行わなければならない。

1 3－6 交通規制内の作業員の安全対策

高速道路本線上における交通規制内の路上作業関係者に対し、お客さま車両等の誤侵入による事故を防止するため、交通監視員が簡易的に手元で危険を通知する警報装置等（警報付安全旗や大音量電子ホイッスル等）の装備を講じるとともに、交通監視員から路上作業関係者への危険伝達・避難方法などを確認するための避難訓練を実施するものとする。

1 3－7 工事着手前安全検討会

受注者は、工事の安全及び円滑な施工ならびに関係者間における情報の共有を目的として仙台管理事務所で開催する「工事着手前安全検討会」（以下「検討会」という。）に出席するものとする。

なお、本工事に対する検討会に際しては、受注者は工事の概要、施工方法、安全対策（交通規制及び交通監視員の配置計画、光通信ケーブル等損傷事故防止対策等）、その他監督員の指示する事項について記載した資料を作成するものとする。

1 3－8 工事用車両後退時の安全対策

受注者は、工事用車両の後退時においては携帯型無線機（イヤホンマイク等を装着したハンズフリー型を含む）等の通信機器の使用により、誘導員が後退する工事用車両の運転手への指示を確実に伝達できる対策を講じるものとし、夜間においては発光式の脚絆、発光式のアームバンド等を装着するなど、誘導員の視認性を向上させる対策を講じるものとする。また、当該後退作業の実施においては、受注者社員、工事用車両運転手及び誘導員が通信機器により相互に連絡を取り合い、指示の伝達に誤認の無いよう、意思疎通を図りながら作業を行うものとする。

また、上記対策を含む工事用車両後退時の安全対策について、別添-3「施工確認願（車両後退時の通信方法）」を監督員に提出するものとする。監督員は、提出された施工確認願の内容について確認を行い、適当でないと認められる場合は是正を求めることができるものとする。なお、工事用車両後退時の安全対策に要する費用は、契約締結後、別途監督員から指示するものとする。

1 3－9 保安に関する費用

本特記仕様書 1 3－2「工事用車両の区別」、3「光通信ケーブル等損傷事故防止対策」、4「飛散防止対策」、5「工事に使用する移動用発電設備等について」、6「交通規制内の作業員の安全対策」、7「工事着手前安全検討会」に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

1 4. 環境保全に関する事項

1 4－1 砂塵等の防止

受注者は、工事用機械及び車両の走行による砂塵等の被害を第三者に及ぼさないよう善良な管理を行うものとする。

1 4－2 汚濁水処理

工事中の汚濁水は、関係法令に従って濁りの除去等の処理を行った後放流しなければならない。

なお、受注者は、汚濁水の処理方法について記載した計画書を監督員に提出するものとする。受注者の責によらない予期せぬ事態の発生に伴い、計画をした汚濁水の処理方法を変更する必要が生じ、監督員がこれを指示した場合、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

1 4－3 高速道路の環境美化

受注者は、工事の施工に伴う交通規制の実施にあたり、その規制区間内のゴミ等を除去する等、高速道路の環境美化に努めなければならない。

1 4－4 騒音等に関する配慮

受注者は、施工に伴う工事用機械及び車両の騒音対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じて施工を行わなければならない。

1 4－5 環境保全に関する費用

特に定める場合を除き、環境保全に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

1 5．建設副産物の処理方法に関する事項

1 5－1 建設副産物の処理方法

(1) 建設副産物の処理方法は、次のとおりとする。

建設副産物の種類	発生場所	発生要因	数量	処理方法
コンクリート塊 (有筋)	東北自動車道 村田IC～村田JCT 大和IC～大和IC 泉PA及び泉PAスマートIC 下り線	撤去工 コンクリート 縁石、	約30 t	再資源化施設 へ搬入
アスファルト・コ ンクリート塊	東北自動車道 白石IC～一関IC 泉PA及び泉PAスマートIC 下り線 山形自動車道 村田JCT～宮城川崎IC	切削オーバーレイ工、 路面切削工、構造物等 取壊し工	約1,793 t	再資源化施設 へ搬入
建設汚泥	東北自動車道 下り線 小池橋 下り線 大和IC橋	床版補修工	未定	最終処分場へ 搬入
建設混合廃棄物	東北自動車道 下り線 小池橋 下り線 大和IC橋	路面切削に伴い発生す る既設床版防水	約6m3	最終処分場へ 搬入
建設発生土	東北自動車道 泉PA及び泉PAスマートIC 下り線	捨土掘削土砂(表土) A	約46m3	再資源化施設 へ搬入

(2) 建設副産物の処理をする施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

建設副産物の種類	施設の名称	所在地	受入条件
コンクリート塊 (有筋)	(株)鎌田建設 中間処理場	仙台市宮城野区扇町3-4-2	・夜間受入不可 ・Co塊：30×30×30cm以下。
	東環リサイクルセンター (株)東洋環境開発	黒川郡大和町鶴巣山田字宮田 23-1	・夜間受入不可 ・As塊・Co塊：40cm以下。
アスファルト・ コンクリート塊	白石資源リサイクル興業(株)	白石市福岡蔵本字中川原3	・夜間受入は事前協議
	阿部善産業(株) 坪沼工場	仙台市太白区坪沼字咨戸沢 10-5, 10-20	・夜間受入不可
	仙台アスコン(株)仙台中 央アスコン共同企業体	仙台市宮城野区扇町6-2-21	・50×50×20cm以下
	世紀東急工業(株) 仙台混合所	富谷市上桜木2-5-1	・50cm角以内
	(株)江合リサイクルプラント	大崎市古川清水字 三丁目石田18-2	
建設混合廃棄物	仙台環境開発(株)	仙台市青葉区芋沢字青野木 457-1外37筆	・概ね15cm以下または都度別途 協議

上記については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

(3) 「建設発生土」の処理をする施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

建設副産物の種類	施設の名称	所在地	受入条件
建設発生土	仙台南部地区改良土センター	名取市高館熊野堂石畑山15	・夜間受入不可

なお、監督員が必要であると認めて処理施設の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これらに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

1 5 - 2 建設副産物の活用等に要する費用

建設副産物の活用等に要する費用は、関連する契約単価に含むものとし別途支払は行わないものとする。

なお、監督員が必要であると認めて建設副産物の活用等の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これらに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

1 6. 部分使用に関する事項

1 6 - 1 工事の部分使用

共通仕様書 1 - 4 9 - 1 「適用範囲」の規定に基づき部分使用する箇所及びその使用開始時期は下表のとおりとする。

箇所	使用開始時期	使用理由
交通規制のもとで施工された工事目的物	交通規制解放時	一般の用に供するため
泉PA及び泉PAスマートIC下り線	・既設スマートIC切替時 ・駐車場拡幅部解放時	一般の用に供するため

17. 現場環境改善に関する事項

受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舍、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。

実施する内容については以下のとおりとし、共通仕様書1-20-1「施工計画書の提出」に規定する施工計画書に具体的な実施方法を記載するものとする。

現場環境改善に関する費用は、諸経費に含むものとし、別途支払は行わない。

なお、本件に関する取り組みについては、本特記仕様書4-3に示すカーボンニュートラル推進工事の取り組みとしては認めない。

計上費用	実施する内容（率計上分）	備考
現場環境改善（仮設備関係）	作業負荷の低減	
現場環境改善（営繕関係）	現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）	快適トイレに要する費用は、本特記仕様書22-4「快適トイレ」に従うものとし、現場環境改善の実施内容に含めてはならない。
現場環境改善（安全関係）	盗難防止対策	
地域連携	社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む）	

18. 工事用プレートに関する事項

- （1）発注者は、下表に示す交付対象車両が通用区間に乗り入れる場合は、受注者の申請により通用区間において反復利用可能な有料道路自動料金収受システム（ETC）に使用するプレート（以下「工事用プレート」という。）を交付する。工事用プレートの申請は、工事用プレートを使用する日から1ヶ月前までに申請しなければならない。申請書式、申請に必要な添付書類については契約後監督員より通知をする。なお、受注者は工事用プレートを適正に使用し管理するとともに、本工事の施工以外の目的に使用してはならない。

通用区間	交付対象車両
東北自動車道 白石IC～一関IC間	・アスファルト混合物、生コンクリート、骨材（砕石・砂）、廃材処理の運搬車 ・交通規制の設置、撤去に関わる標識車、規制資材運搬車 ・質量20t以上の建設機械の運搬車 ・質量3t以上の建設機械の作業基地から現地までの運搬車
山形自動車道 村田JCT～宮城川崎IC間	

- （2）工事用プレートの使用に際し、工事内容及び保管場所を記載した工事用プレート使用状況等記録簿（様式-12）を月ごとに作成し、翌月上旬までに監督員に報告するものとする。

- (3) 工事用プレート使用状況の報告内容に誤りがあった場合や、目的以外に使用する等の不適切な使用が判明した場合には、監督員が工事用プレートの返納を指示することがある。この場合に受注者は監督員の指示に従うものとし、以降工事用プレートの交付対象車両が、通用区間を走行する際に要する有料道路料金については支払を行わない。
- (4) (1) に示す工事用プレートの交付対象車両が、通用区間を走行する際に要する有料道路料金については支払を行わない。ただし、受注者の責によらず工事用プレートの使用が不可能となり有料道路料金の支払が発生した場合、これに要する費用は監督員と協議をするものとする。

19. 道路構造物点検の実施

19-1 初期点検の対象構造物

共通仕様書 1-17-3 「初期点検」に規定する初期点検の対象構造物は、「保全点検要領 構造物編（令和8年4月）」（以下「点検要領」という。） 第1編「総則」第4章「点検の対象構造物」に基づき、土工構造物とする。

19-2 点検手法

点検は、点検要領第1編「総則」第6章「点検の実施」及び第2章「各種点検」第1章「初期点検」に基づき行うものとする。

19-3 点検時における応急対応

点検時において、第三者等に対し支障となる恐れがあるコンクリートの浮き、剥離等の変状を発見した場合は、監督員に報告した後、可能な限り除去等の補修を行うと共に、処置した内容を記録に残すものとする。

19-4 検査の記録

点検要領 第4編「記録・報告・措置」第1章「点検の記録及び報告」に基づき行うものの他、補修記録、その他監督員が指示する項目など品質の履歴として引き継ぐ必要のある特記事項を作成・整理し、外観検査の記録として監督員に提出するものとする。

19-5 費用

道路構造物点検の実施に要する費用は諸経費に含まれるものとし、別途支払いは行わないものとする。

ただし、点検要領に記載されている手法以外の点検が必要となった場合や本特記仕様書 19-1 「初期点検の対象構造物」の対象構造物以外の箇所について点検が必要となった場合は、監督員に速やかに報告すること。それに伴い監督員が必要と認めて点検手法の変更や点検箇所の追加を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用は監督員と受注者との協議し定めるものとする。

20. 設計変更ガイドラインの活用について

発注者及び受注者双方の留意事項や条件変更が生じた場合等に必要の手続きの流れについては「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（令和8年7月 東日本高速道路㈱）」を参考にすること。なお、設計変更ガイドラインはNEXCO東日本のホームページより入手が可能である。

2 1. 工事変更等検討会の設置について

本工事は、工事の変更手続きの透明性及び公正性の向上や適正な工期確保を目的に、発注者と受注者が一堂に会して、工事の変更等の妥当性の審議及び工事工程クリティカルパス等の共有並びにこれらに伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「工事変更等検討会」の試行対象工事である。

「工事変更等検討会」の運用にあたっては、契約締結後、監督員より別途通知するものとする。

2 2. 工事に関する共通事項

2 2-1 技術提案に関する事項

2 2-1-1 技術提案の履行義務

契約締結前の調達手続中に受注者が提出した技術提案は履行義務が生じるものとし、原則として変更又は消滅は認めない。ただし、発注者が採用しないと通知した技術提案は履行してはならない。なお、受注者は、履行義務を負う技術提案に関して、工事目的物の形状変更に伴い、技術提案の数量が変動する場合、増加する技術提案数量の履行義務は負わない。なお、同一構造物など、技術提案の履行部分の分離が不可能な場合は、監督員と協議の上、取り扱いを定めるものとする。

契約締結後、技術提案の前提条件に影響を及ぼす事象が発生し、やむを得ず提案の履行が困難となるおそれがある場合には、受注者は速やかに監督員と協議する。協議の後、技術提案の変更又は消滅する場合は、監督員より工事打合せ簿にて通知する。

(1) 技術提案の消滅

監督員は、受注者との協議の後、発注者が定める所定の技術的審査を経て、受注者に責によらない事由により技術提案の履行が困難と認められた場合に限り、技術提案の履行義務を消滅することができるものとする。

(2) 技術提案の変更

監督員は、受注者との協議の後、発注者が定める所定の技術的審査を経て、変更提案の内容が合理的な理由でかつ当初の提案を下回らないと認められた場合に限り、技術提案の内容は変更できるものとする。なお、技術提案の変更に要する費用の変更は原則行わない。ただし、次の場合はこの限りではない。

- ・変更する合理的な理由に、設計図書等に表示された条件変更的要素を含む場合。

変更提案の内容については、共通仕様書 1-65 「VE 提案に関する事項」として取り扱わないものとする。

2 2-1-2 技術提案の履行報告

受注者は、技術提案内容の履行が完了した際は、履行内容を取りまとめ監督員に報告する。また、履行途中であっても、共通仕様書 1-30 「検査及び立会い」、1-44 「工事の出来形部分の確認及び検査」、1-46 「一部しゅん功検査」又は 1-50 「中間技術検査」に示す検査において監督員又は検査員が履行状況の確認を求めた場合は、履行状況を報告しなくてはならない。

2 2-2 熱中症予防に係る対策費用

2 2-2-1 定義

熱中症予防に係る対策費用とは、建設現場の作業環境改善を図るべく、対象期間において実施した現場の施設や設備に対する熱中症対策に要する費用をいう。

2.2.2.2 対象品目

熱中症対策の対象品目は、下表に示す機械・施設類で、リース品を原則とするが、やむを得ない場合は購入品とする。

なお、下表に記載されたもの以外については、受注者及び監督員間で協議するものとする。

項目	品目名称	備考
機械・施設類 (原則、リース品)	遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、給水器、冷蔵庫、日除けテント、ミストファン、スポットクーラー、現場休憩所のエアコン、休息車の配置	各品目における光熱水費や燃料費は除く

2.2.2.3 対象期間

熱中症対策の対象期間は、原則、毎年5月1日～9月30日とする。

なお、気象条件等により、上記期間外を対象とする場合は、前後1カ月の範囲内で受注者及び監督員間で協議するものとする。

2.2.2.4 熱中症対策実施報告書の提出

受注者は、熱中症予防に係る対策費用を請求する場合は、熱中症対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

熱中症対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

なお、技術提案項目にて実施予定とした熱中症対策については、費用計上の対象外とするため、報告書内に明記することとする。

- ①熱中症対策毎の実施数量及び実施期間
- ②実施状況が確認できる資料
- ③支払実績が確認できる資料

2.2.3 猛暑期間を考慮した工期及び施工時間帯の設定（変更）について

本工事は、猛暑対策を目的に、受注者が実際に作業中止した日数について、工事請負契約書第2.2条（受注者の請求による工期の延長）に基づき工期の変更を行うことができるものとする。

猛暑（熱中症）対策を目的とした作業中止に関する事項を含めた施工計画書を監督員に提出のうえで、工期の変更が必要な場合は監督員に協議すること。ただし、中止した作業が当該工事の工期に影響を及ぼす作業である場合のみ協議できるものとし、請負代金額は変更しないものとする。

また、猛暑時間における現場施工の回避を目的として、早朝・夜間施工に関わる交通管理者や地元への施工時間帯に関する協議が必要な場合は監督員に協議すること。ただし、猛暑時間における現場施工を回避した場合においても、請負代金額は変更しないものとする。

2.2.4 快適トイレ

2.2.4.1 定義

快適トイレとは、工事現場で男女ともに働きやすい環境とするために、以下の仕様を満たす現場付近に設置する仮設トイレをいう。

2 2 - 4 - 2 仕 様

快適トイレは下表の（１）～（１１）の仕様を満たすものを原則とする。なお、（１２）～（１７）については仕様を満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり必須ではない。

なお、（１８）～（２５）は可能な限り配慮することとする。

仕様等	内 容
快適トイレに求める機能	（１）洋式（洋風）便器
	（２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付きを含む）
	（３）臭い逆流防止機能
	（４）容易に開かない施錠機能
	（５）照明設備
	（６）衣類掛け等のフック付、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重 5 kg 以上とする）
付属品として備えるもの	（７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
	（８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
	（９）サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）
	（１０）鏡と手洗器
	（１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品
推奨する仕様、付属品	（１２）便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
	（１３）擬音装置（機能を含む）
	（１４）着替え台
	（１５）臭気対策機能の多重化
	（１６）室内温度の調整が可能な設備
	（１７）小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）
可能な限り配慮する事項	（１８）原則、女性がいる現場は、女性トイレを設置することを標準とする
	（１９）女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く
	（２０）男性トイレや喫煙所に女性トイレは隣接して設置せず、一定の距離を確保する
	（２１）男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線を配慮する
	（２２）窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことの無いよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする
	（２３）女性トイレのドアは、開けたら真正面ということの無いよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする
	（２４）トイレの室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする
	（２５）混雑等を理由とした異性用トイレの使用が行われないう徹底する

2 2 - 4 - 3 打合簿の提出

受注者は快適トイレを導入する場合は、契約締結後、その仕様等について内容、設置場所及び導入予定時期が確認できる資料を打合簿にて監督員に提出するものとする。

監督員は提出された資料を基に規格・基数・設置期間等の詳細について受注者と協議のうえ、快適トイレの設置の指示を行うものとする。

2 2 - 4 - 4 費用の取扱い

快適トイレの設置に要する費用は、支出実態に基づき新単価として定めるものとする。ただし、この新単価は支出実態から従来相当品額を控除したうえで57,000円／基・月を上限とする。また、対象数量の上限は男女別で各1基ずつ2基／工事までとするが、上限数量より多く設置する場合の費用については、その必要性について監督員と協議し決定するものとする。なお、快適トイレの運搬費は共通仮設費に含むものとし、別途支払いは行わない。

2 2 - 5 クマ対策に係る費用

2 2 - 5 - 1 定 義

クマ対策に係る費用とは、現場作業においてクマに襲われる事故を防止するために要した費用をいう。

2 2 - 5 - 2 対象品目

クマ対策の対象品目は、下表に示すものとし、記載されたもの以外については、事前に受注者と監督員の間で協議するものとする。

品 目
熊撃退スプレー、注意喚起看板、熊鈴、ラジオ、ホイッスル、ホーン、鐘、鳥獣害防除機器、大音量スピーカー、低周波音スピーカー、サイレン、火薬銃、ロケット花火、獣よけ線香、獣よけシート、忌避剤、赤外線カメラ、電気柵、監視カメラ、箱罾

ただし、上記の継続使用にあたり必要となる電源に要する消耗品（電気料金、乾電池、発動発電機の燃料等）は対象外とする。

2 2 - 5 - 3 クマ対策実施報告書の提出

受注者は、クマ対策に係る費用を請求する場合は、クマ対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

クマ対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

- ① クマ対策毎の実施数量及び実施期間
- ② 実施状況が確認できる資料
- ③ 支払実績が確認できる資料

※ 熊撃退スプレー等の消耗品は、上記①～③の確認をもって使用前の購入品を費用計上できるものとする。

2 2 - 6 社会情勢の変化に伴う費用の協議

2 2 - 6 - 1 ナフサを由来とする建設資材における対応

受注者は、供給制約や流通経路の混乱等により入手が困難となっているナフサ由来の建設資材（以下「調達検討資材」という。）について、代替資材を調達する場合、流通経路を見直して調達する場合、又は流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合において、請負代金額の変更が必要となるときは、監督員に協議できるものとし、下表に示す資料を提出するものとする。

番 号	協議資料
①	調達検討資材がナフサ由来であることが確認できる資料
②	使用予定であった調達検討資材が調達できなくなった時期及び理由が証明できる資料
③	既に調達している調達検討資材の価格及び調達数量の取引実績が確認できる資料
④	調達する予定の調達検討資材の価格及び調達数量が確認できる資料

上記資料により監督員が請負代金額の変更を必要と認めた場合、受注者は、調達に要した証明書類（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとする。調達検討資材の価格変動に要する費用については、監督員と受注者との協議により定めるものとする。

なお、調達検討資材として取り扱った建設資材は、工事請負契約書第 2 6 条の適用対象外とする。

2 2 - 6 - 2 原油価格をはじめとするエネルギーコストや原材料費の上昇における対応

受注者は、2 2 - 6 - 1 「ナフサを由来とする建設資材における対応」において調達検討資材として取り扱ったものを除き、原油価格をはじめとするエネルギーコストや原材料費の上昇により請負代金額の変更が必要と判断した場合は、契約書第 2 6 条に基づき発注者に協議するものとする。

2 2 - 6 - 3 社会情勢の変化に伴う工期の協議

受注者は、社会情勢の変化に伴う建設資材調達環境の変動等、受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が必要と判断した場合は、契約書第 2 2 条に基づき発注者へ工期の延長を請求することができる。この場合において、受注者は、当該事由が受注者の責によらず、かつ工程に実質的な影響を及ぼすことが客観的に確認できる資料を監督員に提出するものとする。

23. 工事細部に関する事項

23-1 施工計画書

共通仕様書1-20-1「施工計画書の提出」に規定する施工計画書の提出を要する事項に、以下の事項を追加する。

- (1) 光通信ケーブル等損傷事故防止対策

23-2 単価名称末尾の記号

単価表の項目末尾の記号は次のとおりとする。

単価表の項目の末尾	区分内容
(Y)	夜間作業
記号なし	上記以外

23-3 適用すべき諸基準

共通仕様書13-2「適用すべき諸基準」に下記を追加する。

低速プロファイラの運用に関する補足資料（別添—1）

23-4 道路掘削、捨土掘削

23-4-1 種 別

共通仕様書2-6-1「定義」に規定する道路掘削、捨土掘削の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

(1) 道路掘削

単価表の項目	作業内容
道路掘削 土砂 A	泉PA及び泉PAスマートIC下り線における次の作業 1) 土砂（土質区分：土砂F相当）の掘削・積込み 2) 仮置場への運搬・仮置き 3) 仮置き土砂の積込み、泉PA及び泉PAスマートIC下り線上部路床部及び下部路床置換部への運搬、敷均し、締固め、整形 4) 含水量の調節
道路掘削 土砂 B	泉PA及び泉PAスマートIC下り線における次の作業 1) 土砂（土質区分：土砂F相当）の掘削・積込み 2) 仮置場への運搬・仮置き 3) 仮置き土砂の積込み、泉PA及び泉PAスマートIC下り線下層路盤部への運搬

(2) 捨土掘削

単価表の項目	作業内容
捨土掘削 土砂 A	泉PA及び泉PAスマートIC下り線における次の作業 1) 土砂（土質区分：土砂B相当）の掘削・積込み 2) 泉PA下り線土砂置き場（仮置場）への運搬、敷均し、整形

捨土掘削 土砂（表土）A	泉PA下り線における次の作業 1) 表土（土質区分：土砂E相当）の掘削・積み込み 2) 再資源化施設への運搬、処分 （処分については、本特記仕様書「15-1 建設副産物の処理方法」に記載の場所とする。）
捨土掘削 土砂 B	泉PA及び泉PAスマートIC下り線における次の作業 1) 土砂（土質区分：土砂F相当）の掘削・積み込み 2) 仮置場への運搬・仮置き 3) 泉PA下り線土砂置き場（仮置場）での、敷均し、整形

23-5 用排水構造物工

23-5-1 種 別

共通仕様書5-4「用排水構造物工」に以下を追加する。

（1）用・排水構の種別は次のとおりとする。

単価表の項目	内 容	図面の表示
用・排水溝 P s t ・ φ D	プレキャストコンクリート円形水路 グレーチング蓋付き	Ds-Pst-φD

（2）集水ますの種別は次のとおりとする。

単価表の項目	設計図書に示す記号	標準コンクリート量 (m3)	グレーチングの寸法 (mm)
T y p e L	DC ^ (G)-Pst-φ0.30	0.23	700×400

23-5-2 施 工

1) 用・排水溝を設置するにあたり取壊し撤去した既設コンクリートは本特記仕様書15-1「建設副産物の処理方法」に基づく施設において処理するものとする。

23-5-3 支 払

共通仕様書5-4-5「支払」に以下を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
5-（ 1）	用・排水溝 P s t ・ φ D	m
5-（ 3）	集水ます T y p e L	箇所

23-6 粒状路盤工

23-6-1 種 別

共通仕様書13-4-1「定義」に規定する粒状路盤工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	施工箇所	摘要
粒状路盤工 下層路盤（t = 11 cm）	仕上り厚さ11 cmのもの	大型車駐車ます	道路掘削の材料を使用
粒状路盤工 下層路盤（t = 17 cm）	仕上り厚さ17 cmのもの	泉PA内車路、小型車駐車ます	道路掘削の材料を使用

23-6-2 支 払

共通仕様書13-4-12「支払」に以下を追加する。

単価表の項目	検測の単位
13-（2）粒状路盤工	
下層路盤（t = 11 cm）	m2
下層路盤（t = 17 cm）	m2

23-7 アスファルト混合物

23-7-1 種 別

共通仕様書13-5-1「定義」に規定するアスファルト混合物の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

種別	区分内容
アスファルト混合物 加熱アスファルト安定処理路盤工	泉PA及び泉PAスマートIC下り線において、アスファルト混合物（加熱アスファルト安定処理路盤用混合物（タイプI））を舗設するもの。
アスファルト混合物 アスファルトコンクリート基層工	泉PA及び泉PAスマートIC下り線において、アスファルト混合物（基層用遮水性アスファルト混合物）を舗設するもの。
アスファルト混合物 アスファルトコンクリート中間層工	泉PA下り線において、アスファルト混合物（砕石マッシュアスファルト混合物）を舗設するもの。
アスファルト混合物 アスファルトコンクリート表層工KⅡ	泉PA及び泉PAスマートIC下り線において、アスファルト混合物（高機能舗装Ⅱ型用混合物）を舗設するもの。
アスファルト混合物 アスファルトコンクリート表層工半たわみ性	泉PA下り線において、アスファルト混合物（開粒度アスファルト混合物）を舗設するもの。

「舗装施工管理要領」に規定する舗装工事管理週報（管理様式-202）の提出にあわせて、週報に記載する出荷日の注文伝票（写し）、納入伝票（写し）、自動計量装置の印字記録装置の印字記録を提出するものとする。

2 3 - 7 - 2 材料及び混合物

- (1) 共通仕様書 1 3 - 5 - 2 「材料」及び 1 3 - 5 - 3 「混合物」に規定する、アスファルトの種類、アスファルト混合物に使用する骨材の粒度の種類別、マーシャル試験の突固め回数等は次のとおりとする。

なお、高機能舗装用混合物におけるカンタブロ試験供試体温度は 2 0℃とする。

混合物の種類	アスファルトの種類	標準 アスファルト量	骨材配合 設計粒度	供試体の 突固め回数	密度 (t / m 3)
加熱アスファルト安定処理路盤用混合物(タイプ I)	ストレートアスファルト 60～80	4.1%	最大粒径 40mm	両面 50回	2.418
基層用遮水性混合物	改質アスファルト (一般地域用)	5.2%	最大粒径 20mm	両面 75回	2.424
砕石マスチック混合物Ⅱ型	改質アスファルト (一般地域用) (植物性繊維0.3%添加)	6.2%	最大粒径 13mm	両面 50回	2.457
高機能舗装Ⅱ型用混合物	改質アスファルト (一般地域用)	5.3%	最大粒径 13mm	両面 50回	2.419
開粒度アスファルト混合物	高粘度改質アスファルト	3.6%	最大粒径 13mm	両面 50回	1.937

※アスファルトの種類に記載している(一般地域用)とは、「設計要領第一集舗装保全編」3-5-2 表 3-2 2 「改質アスファルトの性状」に示す、「一般地域用」の区分。

- (2) 砕石マスチック混合物には、舗装用添加剤(植物繊維)を混合物の重量の0.3%添加するものとし、標準的な物性は、次の規格に適合するものとする。

項 目	物性値	摘 要
セルロース含有量 (%)	約 75～80%	
平均繊維長	約 1,100 μ m	
平均繊維径	約 45 μ m	
嵩密度	20～40 g / L	
p h	7.5 ± 1.0	

- (3) 各混合物における配合実績

下表の混合物について、これまでの配合実績を参考として示す。なお、記載している事項については配合を指定するものではない。

(単位：%)

種別	4号 砕石	5号 砕石	6号 砕石	7号 砕石	砕砂	粗目 砂	細目 砂	石粉	計	A s 量		
										スト アス	改質 アス	高粘度 改質 アス
高機能舗装Ⅱ型用混合物	0.0	0.0	69.2	7.6	0.0	5.0	7.0	11.2	100.0	-	5.3	-

基層用遮水性アスファルト混合物	0.0	18.5	23.9	12.5	18.2	9.1	9.1	8.7	100.0	-	5.2	-
開粒度アスファルト混合物（高粘度改質アスファルト） （最大粒径13mm）	0.0	0.0	88.3	0.0	0.0	3.6	3.6	4.5	100.0	-	-	3.6

（４）共通仕様書 1 3－5－3 「混合物」に次の事項を追加する。

１）骨材の粒度

基層用遮水性アスファルト混合物に使用する骨材の配合設計粒度は、表 1－1 のとおりとする。

なお、使用する骨材の密度が 0. 2 g / c m 3 以上異なる場合には配合比の修正を行う。

表 1－1 基層用遮水性アスファルト混合物の配合設計標準粒度範囲

ふるい目の開き (mm)	ふるい通過質量百分率 (%)
26.5	100
19.0	95～100
13.2	75～90
9.5	65～83
4.75	50～67
2.36	37～53
0.6	24～30
0.3	16～24
0.15	9～14
0.075	7～10

２）配合試験基準値

基層用遮水性アスファルト混合物の配合試験、規定値及び品質基準値は表 1－2 のとおりとする。

表 1－2 基層用遮水性アスファルト混合物の配合試験

種別	試験項目	試験方法	試験頻度	規定値
基層用遮水性アスファルト混合物	マーシャル試験	試験便覧 B001 試験便覧 B008	材料および配合粒度が異なるごとにAs量5点で標準各3個、推定最適As量を挟む3点で水浸各3個	表 1－1 表 1－3
	ホイールトラッキング試験	試験便覧 B003 注)	上記試験を満足する各粒度の最適As量で1回 (3枚/回)	表 1－3
	水浸ホイールトラッキング試験	試験法 244	上記試験を満足する各粒度の最適As量で1回 (2枚/回)	平均はく離率 5%以下
	透水係数	試験便覧 B017T	上記試験を満足する各粒度の最適As量で1回 (3個/回)	1.0×10^{-7} 以下

注) 供試体の密度は、マーシャル試験における締固め密度の100±1%以内とする。

表 1－3 基層用遮水性アスファルト混合物の品質基準

項 目	基準値
マーシャル安定度 (kN)	6以上
フロー値 (1/100cm)	15～40
空隙率 (%)	2～3
飽和度 (%)	70～85
水浸マーシャル残留安定度 60℃ 48時間 (%)	75以上
動的安定度 (回/mm)	1,000以上
平均はく離率 (%)	5以下
水密性 (透水係数) (cm/秒)	1.0×10^{-7} 以下

3) マーシャル試験基準値

基層用遮水性アスファルト混合物は、試験便覧B008（アスファルト混合物の密度試験方法）により試験を行ったときに「舗装施工管理要領」に示す性能を有するものでなければならない。

4) 試験練り

基層用遮水性アスファルト混合物の試験練りにおける試験項目とひん度は舗装施工管理要領によらず表 1－4 のとおりとする。

表 1－4 基層遮水性アスファルト混合物の試験練りにおける試験項目とひん度

種別	項目	試験項目	試験方法	試験ひん度
基層用遮水性アスファルト混合物	各種材料の条件	常温・加熱骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	各 2 個／1 回
	混合条件	アスファルト量	—	3 点／1 配合
		混合量，混合時間 および温度管理	—	適宜
	混合物の性状	マーシャル試験	試験便覧 B001 試験便覧 B008	1 回／1 配合 As 量 3 点で標準、 水浸各 3 個
		アスファルト含有量試験	自動計量記録装置 又は試験便覧 G005、G028による	出荷ごと全バッチ (1 回／1 配合、2 個／ 1 回)
		ホイール トラッキング試験 注 1)	試験便覧 B003	1 回／1 配合
		透水係数 注 2)	試験便覧 B017T 注 3)	1 回／1 配合 (3 個／回)
		水浸ホイール トラッキング試験 注 2)	試験法 244	1 回／1 配合 (2 枚／回)

注 1) アスファルトプラント排出の混合物にて供試体を作製する。また、ホイールトラッキング試験機は同一機械とし、原則として配合試験で使用了試験機とする。

なお、供試体の密度は、マーシャル試験における締固め密度の $100 \pm 1\%$ 以内とする。

注2) 供試体は最適締固め温度にてそれぞれ作製し、各々指定の頻度で試験を実施するものとする。

注3) 試験は、舗装施工管理要領Ⅱ建設工事関係1-1(4)(b)(ii)に従って行う。

23-7-3 プラント

共通仕様書13-5-4「プラント」に下記を追加する。

「舗装施工管理要領」に規定する「付録-2プラント管理試験方法 2.プラント計画」に示すプラント計画書に次の内容を記載することとする。

- 1) 受注者とプラント会社の品質管理に関する体制と役割
- 2) 自動計量装置の書き換え防止機能の有無
- 3) 受注者による合材製造過程の管理方法

なお、監督員は、土木工事共通仕様書1-30-2「監督員の検査権等」に基づき、アスファルト合材を納入しているアスファルトプラントへ不定期に赴き、配合に基づく製造、自動計量装置の印字記録装置の印字記録、プラント計画書に基づく書き換え防止機能付き自動計量装置の使用等について確認を行う場合がある。その際は、主任（監理）技術者等が立ち会うものとする。

23-7-4 試験舗装

共通仕様書13-5-6「試験舗装」に次の事項を追加する。

試験舗装を行う項目は次のとおりとする。

下記項目については参考図に示す施工箇所にて実施することを想定しており、中間層については本来の施工基面で、表層工半たわみ性については基層施工面にて実施することとする。なお、試験舗装の品質、規格が各基準を満たさない場合、撤去を指示することがあるが、この撤去費用に要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

単価表の項目	施工数量	施工箇所
アスファルトコンクリート中間層工	150m ² 程度	泉PA下り線
アスファルトコンクリート表層工半たわみ性	150m ² 程度	泉PA下り線

試験舗装に先立ち、監督員の指示により試験舗装の内容（混合物の種類、面積、場所など）が変更となった場合は、その指示に従うものとする。なお、監督員が試験舗装の内容の変更を指示した場合、これに要する費用について監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

23-7-5 支払

共通仕様書13-5-11「支払」に以下を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
13-(4)	アスファルト混合物	
	アスファルトコンクリート表層工KⅡ	t
	アスファルトコンクリート表層工半たわみ性	t

23-8 セメントコンクリート舗装版工

23-8-1 種別

共通仕様書 13-6-1 「定義」に規定するセメントコンクリート舗装版工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	施工箇所
セメントコンクリート舗装版工 コンクリート舗装版（t＝20cm）	仕上り厚さ20cmのもの	大型車駐車ます

23-8-2 試験舗装

共通仕様書 13-6-4 「試験舗装」に次の事項を追加する。

試験舗装を行う項目は次のとおりとし設計図に示す施工箇所を実施することとする。なお、試験舗装の品質、規格が各基準を満たさない場合、撤去を指示することがあるが、この撤去費用に要する費用については監督員と受注者との協議し定めるものとする。

単価表の項目	施工数量	施工箇所
コンクリート舗装版（t＝20cm）	100m ² 程度	泉PA下り線

試験舗装に先立ち、監督員の指示により試験舗装の内容（項目、面積、場所など）が変更となった場合は、その指示に従うものとする。なお、監督員が試験舗装の内容の変更を指示した場合、これに要する費用について監督員と受注者との協議し定めるものとする。

23-8-3 表面仕上げ

共通仕様書 13-6-7 「表面仕上げ」に示すコンクリート舗装版の表面仕上げ種別は、ほうき目仕上げとする。

23-8-4 目地種別

共通仕様書 13-6-9 「目地」の種別は次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	施工箇所
目地工 縦目地A	目地台を用いたダミー目地と、コンクリート舗装版表面にカッターによる切欠きを行い、注入目地材を注入する目地構造。 なお、コンクリート舗装版の施工継ぎ目では、目地台を設置しないものとする。	大型車駐車ます
目地工 縦目地B	目地板を用いたダミー目地と、コンクリート舗装版表面にカッターによる切欠きを行い、注入目地材を注入する目地構造。（目地材：10×160）	大型車駐車ます
目地工 切削目地A	コンクリート舗装版表面にカッターによる切欠きを行い、注入目地材を注入する目地構造。	大型車駐車ます
目地工 側目地A	コンクリート版と用排水構造物の境界に設ける目地板を用いた目地構造。（目地材：10×160）	大型車駐車ます

23-8-5 支 払

共通仕様書13-6-13「支払」に以下を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
13-(6)	セメントコンクリート舗装版工 コンクリート舗装版 (t = 20cm)	m ²
13-(7)	目地工	
	縦目地A	m
	縦目地B	m
	切削目地A	m
	側目地A	m

23-9 アスファルト舗装改良工

23-9-1 種 別

共通仕様書13-8-4「種別」に下表を追加する。

種別	区分内容
オーバーレイ工 A1	橋梁床版面に舗設されたレベリング層に、瀝青材を塗布したのちに、高機能舗装Ⅱ型用混合物（一般地域用）を4cmの厚さで舗設するもの。
切削オーバーレイ工 A1	既設舗装面を路面切削機により切削したのち、高機能舗装Ⅱ型用混合物（一般地域用）を4cmの厚さで舗設するもの。
切削オーバーレイ工 B1	既設舗装面を路面切削機により切削したのち、基層用遮水性アスファルト混合物を6cmの厚さ及び高機能舗装Ⅱ型用混合物（一般地域用）を4cmの厚さで舗設するもの。
レベリング工 A1	「床版防水工」により施工された床版防水工上面に、レベリング層用混合物（FB13）を舗設するもの。
レベリング工 B1	橋梁部の床版面調査のため、「路面切削工」により路面切削された橋梁床版面に、表層用混合物（タイプA）を舗設するもの。

「舗装施工管理要領」に規定する舗装工事管理週報（管理様式-202）の提出にあわせて、週報に記載する出荷日の注文伝票（写し）、納入伝票（写し）、自動計量装置の印字記録装置の印字記録を提出するものとする。

23-9-2 材料及び基準

（1） 共通仕様書13-8-5「材料及び基準」に規定する、アスファルト、アスファルト混合物に使用する骨材の粒度の種別、マーシャル試験の突固め回数等は次のとおりとする。

なお、高機能舗装用混合物におけるカンタブロ試験供試体温度は20℃とする。

混合物の種類	アスファルトの種類	標準アスファルト量	骨材配合設計粒度	供試体の突固め回数	密度 (t/m ³)
高機能舗装Ⅱ型用混合物	改質アスファルト (一般地域用)	5.3%	最大粒径 13mm	両面 50回	2.419
基層用遮水性混合物	改質アスファルト (一般地域用)	5.2%	最大粒径 20mm	両面 75回	2.424
橋梁レベリング層用アスファルト混合物	改質アスファルト (一般地域用)	5.9%	最大粒径 13mm	両面 50回	2.386
表層用混合物 (タイプA)	ストレートアスファルト60/80	5.1%	最大粒径 13mm	両面 75回	2.374

※アスファルトの種類に記載している（一般地域用）とは、「設計要領第一集舗装保全編」3-5-2 表3-22「改質アスファルトの性状」に示す、「一般地域用」の区分。

(2) 各混合物における配合実績

下表の混合物について、これまでの配合実績を参考として示す。なお、記載している事項については配合を指定するものではない。

(単位：%)

種 別	4 号 砕石	5 号 砕石	6 号 砕石	7 号 砕石	砕砂	粗目 砂	細目 砂	石粉	計	A s 量		
										スト アス	改質 アス	ストア+ 添加剤
高機能舗装Ⅱ型用混合物	0.0	0.0	69.2	7.6	0.0	5.0	7.0	11.2	100.0	-	5.3	-
基層用遮水性アスファルト混合物	0.0	18.5	23.9	12.5	18.2	9.1	9.1	8.7	100.0	-	5.2	-
橋梁レベリング層用アスファルト混合物 F B 1 3	0.0	0.0	31.8	18.4	21.4	10.7	10.7	7.0	100.0	-	5.9	-

2 3 - 9 - 3 舗装廃材の処理

共通仕様書 1 3 - 8 - 1 0 「舗装廃材の処理」に規定する舗装廃材の処理場所は、次のとおりとする。

単価表の項目	舗装廃材の処理場所
切削オーバーレイ工 A 1 B 1	再資源化施設への搬出

2 3 - 9 - 4 補修箇所の変更及び追加の取り扱い

監督員が補修箇所の変更及び追加を指示した場合、その費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。

2 3 - 9 - 5 支 払

共通仕様書 1 3 - 8 - 1 6 「支払」に規定する契約単価には、試験舗装に要する費用は含まないものとする。なお、支払の項目に以下の項目を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
1 3 - (9)	オーバーレイ工 A 1	m2
1 3 - (1 0)	切削オーバーレイ工 A 1 B 1	m2 m2
1 3 - (1 4)	レベリング工 A 1 B 1	t t

2 3 - 1 0 床版防水工

2 3 - 1 0 - 1 種 別

共通仕様書 1 3 - 9 - 2 「種別」によらず、以下の項目とする。

単価表の項目	区分内容	橋梁名	既設 防水面	下地処理方法		備考
				床版面	端部防水面	
床版防水工 B 2 (小池橋 下り線)	既設のコンクリート床版に床版防水工の要求性能としてグレードⅡに適合する防水層を施工するもの。	下り線 小池橋	有	ウォーター ジェット工 法	研掃工(動 力工具)	端部防水 工の端部 保護材を 含む。
床版防水工 B 2 (大和 I C 橋 下り線)	既設のコンクリート床版に床版防水工の要求性能としてグレードⅡに適合する防水層を施工するもの。	下り線 大和 I C 橋	有	ウォーター ジェット工 法	研掃工(動 力工具)	端部防水 工の端部 保護材を 含む。 昼夜施 工。

2 3 - 1 0 - 2 材 料

共通仕様書 1 3 - 9 - 3 「材料」に以下の項目を追加する。

- 1) 防水層を使用する地域及びレベリング層施工時の外気温の区分は以下のとおりとする。

地域	外気温の区分
寒冷な地域	低温時以外

2 3 - 1 0 - 3 施 工

共通仕様書 1 3 - 9 - 4 「施工」に以下の項目を追加する。

(3) 床版防水工 B 2

- 5) ウォータージェット工法の水圧は、2 0 0 ～ 2 2 0 M P a 程度の 1 回下地処理（回転方式、同時吸引）を標準とし、残存箇所が発生した場合は研掃箇所を適宜増やして残存物を除去するものとする。
- 6) 地覆部の下地処理方法についてはディスクサンダーを用いて行うものとする。

(4) 止水処理工

止水処理工の施工は、成形目地材の設置前に十分な清掃を行った後、成形目地材に適したプライマーを施工し、成形目地材を設置するものとする。

止水処理工に使用する材料は、以下の基準に適合しなければならない。

材料名	厚さ	試験項目	試験法	規格値	備考
成形目地材	3mm	針入度	舗装調査・試験法	6mm以下（円錐25℃）	
		流動	便覧	5mm以下（60℃）	
		引張量	A 1 0 2	3mm以下（-10℃）	

(5) その他

施工前の既設床版に下記の状況が確認された場合、受注者は速やかに監督員へ報告し、その指示に従うものとする。これに伴う床版防水工の変更に要する費用は別途監督員と協議し定めるものとする。

- ①路面切削後の既設床版及び縁石撤去後の地覆部に認められた損傷等により、下地処理方法の変更が必要となる場合。
- ②既設床版面の凹凸状況及び既存防水材、既存タックコートの固着状況により投射密度や回数の変更が必要となる場合。
- ③上記①②の変更に伴い、施工要領書に示す床版防水工の材料使用量の変更が必要となる場合。

(6) 濁水及び建設副産物の処理

床版防水工B 2により発生する汚泥・汚濁水については、調整槽までの運搬費、中和処理費は関連項目の契約単価に含めるものとし、別途支払は行わない。

汚泥を再資源化施設又は最終処分場へ運搬・処理する費用については、監督員と受注者との協議し別途定めるものとし、汚泥の処理は、本特記仕様書 1 5 - 1 「建設副産物の処理方法」に基づき適切に行うものとする。

汚泥の処理は下記のとおり行う予定である。

建設副産物の種類	活用方法
建設汚泥	最終処分場へ搬出

2 3 - 1 0 - 4 支 払

共通仕様書 1 3 - 9 - 6 「支払」に以下の項目を追加する。

- (4) 床版防水工B 2 (〇〇橋△△線)の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m2当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う床版及び地覆面の清掃、下地処理、濁水処理、接着層の施工、防水材の施工、養生、端部防水層の施工、端部保護材の施工等床版防水工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目

検測の単位

1 3 - (1 6)

床版防水工

床版防水工B 2 (〇〇橋_△△線)

m2

※〇〇橋は橋梁名、△△線は上下線区分を示す。

2 3 - 1 1 植栽基盤整備工

2 3 - 1 1 - 1 種 別

共通仕様書 1 4 - 6 - 1 「植栽基盤整備工」の(2)「種別」に、下表を追加する。

単価表の項目	区分内容	標準図集No
基盤改良工 B - 1	・植栽地の土壌を0. 3 mの深さまで土壌に物理性土壌改良材「黒曜石パーライト」を1 0 %均一に混合攪拌した後、さらに深さ0. 2 mの土壌量に対して1 0 %の化学性土壌改良材「ピートモス」を深さ0. 3 mまで均一に混合攪拌するもの	—

23-11-2 支 払

共通仕様書 14-6-1 「植栽基盤整備工」の（６）「支払」に以下を追加する。

単価表の項目

検測の単位

14-（１） 植栽基盤整備工

基盤改良工B-1

m2

23-12 植樹工

23-12-1 種 別

共通仕様書 14-6-2 （１）「定義」に規定する植樹工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
樹木名 T y p e A	樹高50cm、幹周りVP15.0、葉張3本立
樹木名 T y p e B	樹高120cm、葉張70cm
樹木名 T y p e C	樹高150cm、幹周りVP21.0、葉張40cm
樹木名 T y p e D	樹高150cm、葉張40cm
樹木名 T y p e E	樹高300cm、幹周り12cm、葉張80cm

23-12-2 材 料

共通仕様書 14-6-2 （２）「材料」に下記を追加する。

- ・客土は別途基盤整備を行う。
- ・肥料の組合わせは有機質系肥料として、「鶏糞」を使用し、無機質系肥料は緩効性複合肥料である「固形肥料C」を使用する。

項 目	仕 様
有機質系肥料 鶏糞	高熱処理粒状及び粉体
無機質系肥料 固形肥料C	N：P：K＝12：6：6（緩効性）

23-12-3 支 払

共通仕様書 14-6-2 （５）「支払」に以下を追加する。

単価表の項目

検測の単位

14-（２） 植樹工

樹木名 T y p e A

株

樹木名 T y p e B

本

樹木名 T y p e C

本

樹木名 T y p e D

本

樹木名 T y p e E

本

23-13 幹巻工

23-13-1 種 別

共通仕様書 14-6-6 （１）「定義」に規定する幹巻工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
T y p e A	目通り幹周り0cm以上20cm未満 幹巻用テープを使用するもの

23-13-2 支 払

共通仕様書14-6-6（5）「支払」に以下を追加する。

単価表の項目

検測の単位

14-（ 7） 幹巻工

Type A

本

23-14 マルチング工

23-14-1 種 別

共通仕様書14-6-7（1）「定義」に規定するマルチング工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
シートマルチング（ロール） Type A	端末部処理なし
シートマルチング（ロール） Type B	端末部処理

23-14-2 支 払

共通仕様書14-6-7（6）「支払」に以下を追加する。

単価表の項目

検測の単位

14-（ 9） マルチング工

シートマルチング（ロール） Type A m2

シートマルチング（ロール） Type B m2

23-15 舗装工

23-15-1 種 別

共通仕様書14-7-1（2）「種別」に下表を追加する。

単価表の項目	区分内容
機能性平板ブロック	休憩施設の歩道部に、機能性平板を設置するもの
点状ブロック	休憩施設の歩道部に、視覚障害者用点状ブロックを設置するもの

23-15-2 材 料

（1）機能性平板ブロック

機能性平板ブロックは、以下の品質基準を満足するものとする。

1）平板ブロック

JIS A 5371「プレキャスト無筋コンクリート製品 付属書B推奨仕様B1」に示される品質基準

2）透水シート

試験項目	規定値	試験方法
質量（g/m ² ）	60以上	JIS L 1908
引 張 強 さ	たて	JIS L 1908
（N）	よこ	
透水係数(cm/sec)	1.00×10 ⁻⁴ 以上	JIS A 1218準用

3）配色及び輝度比

機能性平板ブロックの設置に伴う輝度比は1.5以上を確保するものとし、配色比率は次のとおりとする。「オレンジ系：ピンク系：ホワイト系＝5：5：1」

施工に際し、事前に平板ブロックの配色を示した図面を監督員に提出するものとする。

（2）点状ブロック

点状ブロックは、JIS T 9251の規格に適合する材料とする。

23-15-3 施工

機能性平板の施工は、路盤を所定の高さに仕上げ平板を据え付けた後、砂等で目地を充填するものとする。

23-15-4 支 払

共通仕様書14-7-1（6）「支払」に以下を追加する。

14-（10）	単価表の項目	検測の単位
	舗装工	
	機能性平板ブロック	m2
	点状ブロック	m2

23-16 路面標示工

23-16-1 種 別

共通仕様書16-4-2「種別」に下表を追加する。

単価表の項目	路面標示の塗色	区分内容	種別
路面標示標準型A1-1	白色	レーンマーク施工管理要領・路面標示標準型の規定に適合する材料を使用して、標示幅 15cm を施工するものをいう。	供用区間
路面標示標準型A1-3	白色	レーンマーク施工管理要領・路面標示標準型の規定に適合する材料を使用して、本線に標示幅 15cm を施工するものをいう。	未供用区間
路面標示標準型B1-1	白色	レーンマーク施工管理要領・路面標示標準型の規定に適合する材料を使用して、標示幅 20cm を施工するものをいう。	供用区間
路面標示標準型B1-3	白色	レーンマーク施工管理要領・路面標示標準型の規定に適合する材料を使用して、本線に標示幅 20cm を施工するものをいう。	未供用区間
路面標示標準型D1-1	白色	レーンマーク施工管理要領・路面標示標準型の規定に適合する材料を使用して、舗装路肩標示、導流標示、ノーズ標示、駐車マス等を施工するものをいう。	供用区間

路面標示標準型D 1－2	白色	レーンマーク施工管理要領・路面標示標準型の規定に適合する材料を使用して、舗装路肩標示、導流標示、ノーズ標示、駐車マス等を施工するものをいう。	未供用区間
路面標示標準型E 1－1	白色	レーンマーク施工管理要領・路面標示標準型の規定に適合する材料を使用して、矢印標示、記号標示、文字標示等を施工するものをいう。	供用区間
路面標示標準型E 1－2	白色	レーンマーク施工管理要領・路面標示標準型の規定に適合する材料を使用して、矢印標示、記号標示、文字標示等を施工するものをいう。	未供用区間
路面標示標準型D 4－1	赤色	レーンマーク施工管理要領・路面標示標準型の規定に適合する材料を使用して、舗装路肩標示、導流標示、ノーズ標示、駐車マス等を施工するものをいう。	供用区間
路面標示 J I S 規格型D 1－1	白色	レーンマーク施工管理要領・路面標示 J I S 規格型の規定に適合する材料を使用して、舗装路肩標示、導流標示、ノーズ標示、駐車マス等を施工するものをいう。	供用区間
路面標示 J I S 規格型D 3－1	青色	レーンマーク施工管理要領・路面標示 J I S 規格型の規定に適合する材料を使用して、舗装路肩標示、導流標示、ノーズ標示、駐車マス等を施工するものをいう。	供用区間

2 3－1 6－2 材料及び使用量

共通仕様書 1 6－4－3 「材料及び使用量」に以下を追加する。

レーンマーク施工管理要領 2－1 「材料規格 表―1 材料規格」に下記を追加する。

項 目		試験方法および規格
色彩	赤	JIS K 5665 3種相当

2 3－1 6－3 施 工

仮路面標示工を実施した箇所については、本特記仕様書 8－1 に示す各繁忙期前に本施工を実施するものとする。なお、監督員から別途指示があった場合はこの限りではない。

23-16-4 支 払

共通仕様書16-4-6「支払」に以下を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
16-(7)	路面標示工	
	路面標示標準型A1-1	m
	路面標示標準型A1-3	m
	路面標示標準型B1-1	m
	路面標示標準型B1-3	m
	路面標示標準型D1-1	m ²
	路面標示標準型D1-2	m ²
	路面標示標準型E1-1	m ²
	路面標示標準型E1-2	m ²
	路面標示標準型D4-1	m ²
	路面標示JIS規格型D1-1	m ²
	路面標示JIS規格型D3-1	m ²

23-17 縁石工

23-17-1 種 別

共通仕様書18-6-1「定義」に規定する縁石工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

種別	区分内容
縁石工 アスファルト縁石A	橋梁において現場打ちアスファルト縁石(H=16cm)を設置するもの。
縁石工 アスファルト縁石B	泉PAにおいて現場打ちアスファルト縁石(H=12cm)を設置するもの。
縁石工 工場製コンクリート縁石 PCC-D1	泉PAにおいて工場製コンクリート縁石(H=15cm)を園地境界部に設置するもの。
縁石工 工場製コンクリート縁石 PCC-D2	泉PAにおいて工場製コンクリート縁石(H=15cm)を小型車ます境界部に設置するもの。

23-17-2 支 払

共通仕様書18-6-5「支払」に以下を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
18-(4)	縁石工	
	アスファルト縁石A	m
	アスファルト縁石B	m
	工場製コンクリート縁石 PCC-D1	m
	工場製コンクリート縁石 PCC-D2	m

23-18 構造物等取壊し工

23-18-1 種 別

共通仕様書18-12-2「種別」に下表を追加する。

単価表の項目	区分内容
アスファルト舗装版取壊し（Type A）	既設アスファルト舗装版（t=28cm）のコンクリートブレーカによる取壊し、積込み、再資源化施設への運搬・廃材処理を行うもの。なお、既設アスファルト舗装路面のコンクリートカッターによる切断を含む。
アスファルト舗装版取壊し（Type B）	既設アスファルト舗装版（t=10cm）のコンクリートブレーカによる取壊し、積込み、再資源化施設への運搬・廃材処理を行うもの。なお、既設アスファルト舗装路面のコンクリートカッターによる切断を含む。

23-18-2 廃材処分

構造物等取壊し工の廃材処分に当たっては、本特記仕様書 15-1 「建設副産物の処理方法」に基づき適正に行うものとする。

23-19 交通規制工

23-19-1 種 別

共通仕様書 19-3-2 「種別」に下表を追加する。

単価表の項目	内 容
車線規制 B 1	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制をいう。
車線規制 B 2	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制をいう。
連続車線規制 R 1	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制を、同一の規制帯で継続する規制をいう。
連続車線規制 R 2	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制を、同一の規制帯で継続する規制をいう。
連続車線規制 R 3	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制を、同一の規制帯で継続する規制をいう。
ランプ閉鎖規制 A 1 (Y)	「道路保全要領（路上作業編）」の規定に準拠し、白石 I C のランプ閉鎖を行う規制をいう。（流入ランプ部の閉鎖規制）
ランプ閉鎖規制 B 1 (Y)	「道路保全要領（路上作業編）」の規定に準拠し、白石 I C 及び大衡 I C のランプ閉鎖を行う規制をいう。（本線流出ランプ部の閉鎖規制）

ランプ規制B 1	「道路保全要領（路上作業編）」の規定に準拠し、白石 I C 及び大衡 I C ランプの車線規制を行うもの。（本線流出ランプ部の車線規制）
ランプ規制C 1	「道路保全要領（路上作業編）」の規定に準拠し、泉 I C ランプの車線規制及び本線車線規制を行うもの。（本線流入ランプ部の車線規制および本線車線規制）

共通仕様書 19-3-2 「種別」に規定する交通規制箇所、交通規制内の施工内容及び規制時間等については下表のとおりとする。

単価表の 項目	交通規制箇所 (日断面交通量)	交通規制内の 工事内容	規制時間 (拘束時間 (※1))	備考
車線規制 B 1	東北自動車道 上下線 白石IC～一関IC 山形自動車道 上下線 村田JCT～宮城川崎IC (15～70千台/日未満)	設計図に示す 数量明細表の とおり	6:30～13:30 (5:00～14:30)	
	東北自動車道 下り線 大衡IC～古川IC (15～70千台/日未満)		10:00～17:00 (8:30～18:00)	
車線規制 B 2	東北自動車道 上下線 白石IC～一関IC 山形自動車道 上下線 村田JCT～宮城川崎IC (15～70千台/日未満)		11:00～20:30 (9:30～21:30)	
連続車線 規制 R 1	東北自動車道 上下線 白石IC～一関IC 山形自動車道 上下線 村田JCT～宮城川崎IC (15～70千台/日未満)		11:00～23:30 (9:30～24:30)	

単価表の 項目	交通規制箇所 (日断面交通量)	交通規制内の 工事内容	規制時間 (拘束時間 (※1))	備考
連続車線 規制 R 2	東北自動車道 上下線 白石IC～一関IC 山形自動車道 上下線 村田JCT～宮城川崎IC (15～70千台/日未満)		規制設置日 11:00～24:00 中間日0日間 規制撤去日 0:00～5:30 (規制設置日 9:30～ 規制撤去日 6:30) 施工可能時間 12:00～翌4:00	連続規制 総日数 (2日 間)
連続車線 規制 R 3	東北自動車道 上下線 白石IC～一関IC 山形自動車道 上下線 村田JCT～宮城川崎IC (15～70千台/日未満)		規制設置日 18:00～24:00 中間日0日間 規制撤去日 0:00～13:00 (規制設置日 16:30～ 規制撤去日 14:00) 施工可能時間 19:30～翌11:30	連続規制 総日数 (2日 間)
ランプ閉 鎖規制 A 1 (Y)	東北自動車道 白石IC G・Hランプ		19:30～翌6:30 (18:00～翌7:30)	
ランプ閉 鎖規制 B 1 (Y)	東北自動車道 白石IC B・Dランプ 東北自動車道 大衡IC B・Dランプ		19:00～翌7:00 (17:30～翌8:00)	
ランプ規 制 B 1	東北自動車道 白石IC Hランプ 東北自動車道 大衡IC Bランプ		9:30～17:30 (8:00～18:30)	

単価表の 項目	交通規制箇所 (日断面交通量)	交通規制内の 工事内容	規制時間 (拘束時間 (※1))	備考
ランプ規制 C 1	東北自動車道 泉IC Cランプ		6 : 30～13 : 30 (5 : 00～14 : 30)	

(※1)積算条件の明示であり指定するものではない。

- ① 各単価項目に含まれる交通安全要員の配置場所及び人数については設計図に示す通りとする。
- ② 上表の規制時間とは、1回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置開始（標識設置開始）から規制撤去完了（標識撤去完了）までの時間である。
- ③ () 内の時間は、規制機材設置（移動含む）から規制機材撤去（移動含む）を示す。
- ④ なお、受注者の責によらず、交通規制箇所及び交通規制時間等が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用は監督員と受注者で協議し定めるものとする。

2 3 - 1 9 - 3 施 工

日々の施工終了時には、交通規制材を含むすべての資機材等を撤去するものとするが、昼夜連続車線規制及び監督員が資機材等の存置を認めた場合はこの限りではない。

2 3 - 1 9 - 4 規制巡回

規制巡回とは、規制保守時間において、規制実施区間における予告規制標識等の規制機材設置状況の監視・巡回等を行い適切に管理することをいう。

なお、巡回中に異常を発見した場合は、速やかに是正措置を行うものとする。

2 3 - 1 9 - 5 材 料

交通規制工に使用する規制機材は設計図に示すとおりとする。

2 3 - 1 9 - 6 後尾警戒車の配置について

受注者は、交通規制に伴う渋滞発生時又はその恐れがある場合は、監督員の指示に従い渋滞最後尾に後尾警戒車を随時配置するものとし、これに要する費用は別途監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

2 3 - 1 9 - 7 予備用機械の配置について

受注者は、機械の故障等により通行止め解除時間を遅らせてはならない。そのため、下表に示す予備用機械を準備するものとし、配置場所を施工計画書に記載するものとする。なお、予備用機械にかかる費用は交通規制工の契約単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

ただし、故障等により予備用機械を使用した場合は監督員に報告するものとし、現場内の移動に要する費用は別途監督員と受注者との協議し定めるものとする。

機械名	規格	台数	対象となる単価項目
アスファルト フィニッシャー	ホイール型 (2.4～6.0m)	1	ランプ閉鎖規制 A 1 (Y)、 ランプ閉鎖規制 B 1 (Y)

23-19-8 交通規制工実施報告書の提出時期

受注者は、共通仕様書19-3-3「交通規制計画」に規定する交通規制工実施報告書（様式第25号）は月ごとに作成し、翌月上旬までに監督員へ提出するものとする。

23-19-9 支 払

共通仕様書19-3-5「支払」に以下を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
19-(1)	交通規制工	
	車線規制B 1	回
	車線規制B 2	回
	連続車線規制R 1	回
	連続車線規制R 2	回
	連続車線規制R 3	回
	ランプ閉鎖規制A 1 (Y)	回
	ランプ閉鎖規制B 1 (Y)	回
	ランプ規制B 1	回
	ランプ規制C 1	回

23-20 交通保安要員

23-20-1 種 別

(1) 共通仕様書19-4-2「種別」に下表を追加する。

単価表の項目	配置時間 (拘束時間(※1))	休憩時間における交代 要員の計上(※1)	備考
交通監視員A 2	9:00～17:00 (8:30～17:30)	無	
交通誘導警備員B 2	9:00～17:00 (8:30～17:30)	無	

(※1) 積算条件の明示であり指定するものではない。

上表の配置時間は、実作業時間に休憩時間を加えた時間とする。なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置時間が大幅に変更となった場合、これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

(2) 交通安全要員の配置場所、配置人数、交代要員は次のとおりとする。

単価表の項目	配置場所	配置人数	休憩時間における交代要員 (※1)	配置期間
交通監視員 A 2	泉 P A 及び泉 P A スマート I C 下り線	・ 工事車両出入口 1 人	—	休憩施設改良 施工の都度
交通誘導警備員 B 2	市道 泉 2 8 4 6	・ 工事車両出入口 1 人	—	休憩施設改良 施工の都度

(※1) 積算条件の明示であり指定するものではない。

2 3 - 2 0 - 2 交通安全要員計画について

受注者は、業務を遂行するに十分な能力を有する交通安全要員を配置するものとし、あらかじめ氏名、経歴及び有資格情報等を記載した名簿を作成し、監督員に提出するものとする。なお、交通安全要員を変更又は追加した場合は、速やかに名簿を作成し、監督員に提出するものとする。

2 3 - 2 0 - 3 交通安全要員実施報告書の提出時期について

共通仕様書 1 9 - 4 - 3 「交通安全要員計画」に規定する交通安全要員実施報告書は月ごとに作成し、翌月上旬までに提出するものとする。

2 3 - 2 0 - 4 支 払

共通仕様書 1 9 - 4 - 5 「支払」に以下を追加する。

単価表の項目	検測の単位
1 9 - (2) 交通安全要員	
交通監視員 A 2	人・日
交通誘導警備員 B 2	人・日

2 3 - 2 1 路面切削工

2 3 - 2 1 - 1 定 義

路面切削工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、既設舗装を路面切削機等により所定の深さまで切削することをいう。

2 3 - 2 1 - 2 種 別

路面切削工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
路面切削工 A	橋梁部の床版防水工を施工している既設舗装を路面切削機や人力はつり等により床版面（平均厚さ 7 . 5 c m）まで切削したのち既設の防水層を撤去するもの。

路面切削工 B	橋梁部の既設舗装を路面切削機や人力はつり等により床版面（平均厚さ7.5cm）まで切削するもの。
路面切削工 C	泉PA（下り線）休憩施設駐車場において、既設舗装面を路面切削機や人力はつり等により（厚さ10cm）切削するもの。

23-21-3 舗装廃材の処理

- （1）既設舗装の切削及び剥取り等により発生した廃材の処理については、本特記仕様書15-1「建設副産物の処理方法」に示すとおりとし、運搬処理に要する費用については関連する単価項目に含まれるものとし、別途支払いは行わないものとする。

舗装廃材の処理場所は、次のとおりとする。

単価表の項目	舗装廃材の処理場所
路面切削工 A B C	再資源化施設への搬出

- （2）既設床版防水材の処理については、建設混合廃棄物として最終処分するものとする。建設混合廃棄物を最終処分場へ運搬・処理する費用については、関連する単価項目に含まれるものとし、別途支払いは行わないものとする。

建設混合廃棄物の処理は下記のとおり行う予定である。

建設副産物の種類	活用方法
建設混合廃棄物	最終処分場へ搬出

23-21-4 施工

- （1）橋梁における路面切削工の施工は、路面切削機等により橋梁床版面を損傷させないように細心の注意を払いながら既設床版面まで切削し、バックホウ等で残アスファルトを撤去するものとする。なお、既設舗装が橋梁床版面に残存しないよう入念に除去するものとする。
- （2）排水ます等及び伸縮装置近傍で施工する場合は、廃材等が装置内に落下しないように十分注意を払い施工しなければならない。なお、当該工事により廃材等が散乱した場合には、受注者の責任で清掃しなければならない。
- （3）伸縮装置、排水構造物付近は人力施工により、それらに損傷を与えないよう入念に施工しなければならない。なお、受注者は、施工機械及び施工方法についてあらかじめ詳細な施工計画を立てて監督員に提出しなければならない。

23-21-5 事前調査報告

路面切削工に伴い既設床版面を露出する橋梁については、切削後の既設床版面の状態確認のため、監督員立ち合いのもと、打音調査等による浮き・はく離の範囲を展開図（自由様式）にスケッチし、調査結果を監督員に報告し、補修方法の変更について監督員の指示に従うものとする。

2 3 - 2 1 - 6 出来形基準

(1) 出来形調書

路面切削工の出来形測定点は、舗装施工管理要領「Ⅲ 補修工事関係」1-5のインターチェンジ等のランプにおける間隔を適用し設けるものとする。

(2) 出来形基準

出来形基準は、舗装施工管理要領「Ⅲ 補修工事関係」1-5 表Ⅲ-1-9のとおりとする。

2 3 - 2 1 - 7 数量の検測

路面切削工の数量の検測は、設計数量（m³）で行うものとする。

2 3 - 2 1 - 8 支 払

路面切削工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m³当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設路面の切断、切削、端部のはつり、切削面の清掃、廃材の処理等路面切削工の施工に必要な材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一(1)	路面切削工	
	A	m ³
	B	m ³
	C	m ³

2 3 - 2 2 床版補修工

2 3 - 2 2 - 1 定 義

床版補修工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、床版上面の既設コンクリート脆弱層をウォータージェット工法を用いてはつり処理を行い、除去された既設コンクリートの損傷部分に対して断面を修復（復旧）することをいう。

2 3 - 2 2 - 2 種 別

床版補修工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	全体施工数量※
床版補修工 床版上面はつり工（W J） （小池橋 下り線）	下り線小池橋において、「構造物施工管理要領」Ⅲ保全編 3-1-2「はつり処理」に規定する作業【鉛直下向】	1.35m ³
床版補修工 床版上面はつり工（W J） （大和 I C 橋 下り線）	下り線大和 I C 橋において、「構造物施工管理要領」Ⅲ保全編 3-1-2「はつり処理」に規定する作業【鉛直下向】	0.14m ³
床版補修工 超速硬コンクリート A	超速硬コンクリートで断面修復する作業	

※大幅な変更が生じた場合、別途監督員と協議するものとする。

2 3 - 2 2 - 3 材料及び配合

超速硬コンクリートに使用する材料は、次のとおりとする。

(1) 超速硬コンクリート

- 1) セメント、高性能減水剤及び凝結遅延剤は、使用に先立って規格証明書を監督員に提出しなければならない。
- 2) コンクリート材料及びその貯蔵は、土木学会「コンクリート標準示方書（施工編）」6章の規定によらなければならない。

3) 品質規格

コンクリートは下表の品質規格を満足するものでなければならない。

材令3時間における 圧縮強度 (N/mm ²)	粗骨材の最大寸法 (mm)	スランプの範囲 (cm)
24	20	10～14

2 3 - 2 2 - 4 施 工

- (1) 床版上面はつり工の施工は、「構造物施工管理要領Ⅲ 保全編3-1-2」「はつり処理」の規定に従い行うものとする。
- (2) 床版上面はつり工の設計はつり深さは上鉄筋下25mm以上とする。
- (3) 床版上面はつり工で発生するコンクリート塊・汚泥・汚濁水等は、関係法令に従って濁りの除去、中和処理を行った後、敷地内より放流するものとする。
- (4) 超速硬コンクリートの施工は、共通仕様書17-8-4「施工」の規定に従い行うものとする。
- (5) 床版上面はつり工で露出した鉄筋に錆、腐食を発見した場合には、「構造物施工管理要領Ⅲ 保全編3-3-6」「施工」1)腐食鉄筋処理の規定に従い適切に処理するものとする。腐食により鉄筋の著しい断面欠損等を発見した場合は、速やかに監督員に報告するものとする。その結果監督員が必要と認めて対策を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者との協議して定めるものとする。

2 3 - 2 2 - 5 濁水及び建設副産物の処理

床版上面はつり工で発生するコンクリート塊・汚泥・汚濁水について、調整槽までの運搬費、中和処理費は関連項目の契約単価に含めるものとし、別途支払は行わない。

コンクリート塊及び汚泥を再資源化施設又は最終処分へ運搬・処理する費用については、監督員と受注者との協議し別途定めるものとし、コンクリート塊及び汚泥の処理は、本特記仕様書15-1「建設副産物の処理方法」に基づき適切に行うものとする。

コンクリート塊及び汚泥の処理は下記のとおり行う予定である。

建設副産物の種類	活用方法
コンクリート塊	再資源化施設へ搬出
建設汚泥	最終処分場へ搬出

2 3 - 2 2 - 6 出来形基準

出来形基準の頻度については設計図に示すとおりとする。

2 3 - 2 2 - 7 数量の検測

床版補修工の数量の検測は、設計数量（m³）で行うものとする。

なお、施工断面中の鉄筋及びその他これに準ずるものの数量は、検測数量から控除しないものとする。

また、数量の検測及び支払の小数位については共通仕様書 1 - 3 1 - 4 「数量の小数位」①「鋼材、樹脂モルタル等」を適用するものとする。

2 3 - 2 2 - 8 支 払

床版補修工の支払は、前項の規定に従って検測されたそれぞれの数量に対し、1 m³当たりの契約単価で行うものとする。

床版上面はつり工の契約単価には設計図書及び監督員の指示に従って行う既設床版上面のコンクリート毀損箇所の除去、表面処理、ウォータージェット工法に用いる清水の調達費用、ダスト及びコンクリート塊、汚泥の調整槽設備までの運搬、排水の中和処理費等床版上面はつり工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

超速硬コンクリートの契約単価には設計図書及び監督員の指示に従って行うコンクリート材料の計量、練混ぜ、打設、仕上げ、養生等超速硬コンクリートの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目	検測の単位
特一（ 2） 床版補修工	
床版上面はつり工（W J）（〇〇橋_△△線）	m ³
超速硬コンクリート A	m ³

※〇〇橋は橋梁名、△△線は上下線区分を示す。

2 3 - 2 3 床版排水処理工

2 3 - 2 3 - 1 定 義

床版排水処理工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、舗装に浸透した水や構造物と舗装の境界から浸透した水等を防水層から排水することをいう。

2 3 - 2 3 - 2 種 別

床版排水処理工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
床版排水処理工 A	橋梁床版を削孔し排水パイプを設置するもの。
床版排水処理工 B	コンクリート床版下面で床版排水処理工Aと接続し既設排水設備に接続するもの。

2 3 - 2 3 - 3 材 料

床版排水処理工の材料は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
床版排水処理工 A	φ 4 2 . 7 ~ 3 4 . 0 mmの排水処理鋼管
床版排水処理工 B	外径 φ 2 5 mm以上の樹脂フレキシブル管 外径 φ 1 6 5 mmのアルミ製取付金具

2 3 - 2 3 - 4 施 工

- (1) コンクリート床版の削孔にあたっては、床版部の鉄筋探査等を行い橋梁本体構造物に損傷を与えないように施工するものとする。
- (2) 床版防水処理工の施工は、削孔機等により橋梁床版面を削孔後、排水パイプを設置し、橋梁床版と排水パイプの間を樹脂等により充填するものとする。
- (3) 床版排水処理工Bの排水管と既設橋梁部の排水管を接続する際、勾配に注意し、滞水しないように施工するものとする。

2 3 - 2 3 - 5 数量の検測

床版排水処理工の数量の検測は、設計数量（箇所又はm）で行うものとする。

2 3 - 2 3 - 6 支 払

(1) 床版排水処理工A

床版排水処理工Aの支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、1箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設コンクリート床版の鉄筋探査、削孔箇所の位置出し、削孔、排水管の設置等床版排水処理工Aの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

(2) 床版排水処理工B

床版排水処理工Bの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う足場の設置、排水管の接続、排水管の設置等床版排水処理工Bの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一(3)	床版排水処理工	
	A	箇所
	B	m

2 3 - 2 4 注意喚起溝工

2 3 - 2 4 - 1 定 義

注意喚起溝工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、通行車両の車線逸脱防止を目的に舗装表面に凹形状の溝を設置することをいう。

23-24-2 種 別

注意喚起溝工の単価表の項目の種別は次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
注意喚起溝工 A	表層舗装施工時に側帯部に凹形状の溝を施工するもの。

23-24-3 施 工

注意喚起溝工の施工は、凹形状の溝ができるように機械等により施工を行うものとし、設計図書に示す平面形状が確保されるよう施工を行うものとする。

23-24-4 数量の検測

注意喚起溝工の数量の検測は、路面標示延長方向の設計数量（m）で行うものとする。

23-24-5 支 払

注意喚起溝工の支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、1 m当りの契約単価で行なうものとする。この契約単価には、設計図書および監督員の指示に従って行う注意喚起溝工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（ 4）	注意喚起溝工 A	m

23-25 撤去工

23-25-1 定 義

撤去工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、既設構造物の撤去・処分を行うことをいう。

23-25-2 種 別

撤去工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
撤去工 コンクリート縁石A	橋梁における既設コンクリート縁石（有筋）及び敷モルタルを取壊し、運搬及び処理を行うもの。
撤去工 コンクリート縁石B	泉PAにおける既設コンクリート縁石（有筋）、敷モルタル、基礎コンクリートを取壊し、運搬及び処理を行うもの。

23-25-3 施 工

撤去工の施工は、既存の周辺構造物等への汚損・損壊が発生しないよう慎重に行わなければならない。万が一、受注者の責に帰すべき事由により、他の構造物への汚損・損壊が発生させた場合は、受注者の負担によりこれを原形に復旧するものとする。

2 3 - 2 5 - 4 廃材処分

撤去工の廃材処分に当たっては、本特記仕様書 1 5 - 1 「建設副産物の処理方法」に基づき適正に行うものとする。

2 3 - 2 5 - 5 数量の検測

撤去工の数量の検測は、設計数量（m）で行うものとする。

2 3 - 2 5 - 6 支 払

撤去工の支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、それぞれ 1 m 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設縁石の取壊し、発生材の運搬・処理等撤去工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除く全ての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（ 5）	撤去工	
	コンクリート縁石 A	m
	コンクリート縁石 B	m

2 3 - 2 6 開削調査工

2 3 - 2 6 - 1 定 義

開削調査工とは、既設舗装断面及び損傷等を確認するために開削調査、仮舗装補修を行うことをいう。

2 3 - 2 6 - 2 種 別

開削調査工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
開削調査工 A	開削調査（既設アスファルト舗装版の切断（切断深28cm）、バックホウによるアスコンブロックの積み上げ、搬出）実施後、既設路面の高さまでアスファルト混合物を人力で舗設するもの。

2 3 - 2 6 - 3 材料および基準

開削調査工に使用するアスファルト混合物の材料及び基準は、共通仕様書 1 3 - 8 - 5 の規定によるものとし、骨材の粒度の種別、マーシャル試験の突固め回数等は次のとおりとする。

混合物の種類	アスファルトの種類	標準アスファルト量	骨材配合設計粒度	供試体の突固め回数	密度（t/m ³ ）
表層用混合物（タイプ A）	ストレートアスファルト 60/80	5.1%	最大粒径 13mm	両面 75回	2.374
加熱アスファルト安定処理路盤用混合物（タイプ I）	ストレートアスファルト 60～80	4.1%	最大粒径 40mm	両面 50回	2.418

2 3 - 2 6 - 4 施 工

開削調査箇所は、アスファルト混合物（表層用混合物（タイプ A）および加熱アスファルト安定処理路盤用混合物（タイプ I））で復旧し、舗装体として十分に機能するよう復旧するものとする。

23-26-5 検 測

開削調査工の数量の検測は、設計数量（箇所）で行うものとする。

23-26-6 支 払

開削調査工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う、既設舗装の切断、撤去、舗装廃材の処理、施工面の清掃準備、混合物の製造、運搬及び舗設等事前コア採取工の施工に要する材料、労力、機械器具等本工事を完成させるために必要な経費で諸経費に含まれるものを除く全ての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（ 6）	開削調査工	
	A	箇所

23-27 樹脂系薄層舗装工

23-27-1 定 義

樹脂系薄層舗装工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、舗装路面に樹脂を塗布し、その上に耐磨耗性の硬質骨材を散布して路面に固着させて薄層を形成させる表面処理をいう。

23-27-2 種 別

樹脂系薄層舗装工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
樹脂系薄層舗装工 A	料金所の高機能舗装Ⅱ型上面およびコンクリート舗装上面にETC薄層舗装としてカラー骨材をWゼブラ施工するもの。 樹脂舗装技術協会の「樹脂系すべり止め舗装要領書（2022年度版）」の協会工法規格RPN-402（青色及び白色）によるものとする。
樹脂系薄層舗装工 B	泉PA及び泉PAスマートICの高機能舗装Ⅱ型上面にカラー骨材を全面施工するもの。d 樹脂舗装技術協会の「樹脂系すべり止め舗装要領書（2022年度版）」の協会工法規格RPN-302（青色）によるものとする。
樹脂系薄層舗装工 C	泉PAおよび泉スマートICの高機能舗装Ⅱ型上面にカラー骨材を全面施工するもの。 樹脂舗装技術協会の「樹脂系すべり止め舗装要領書（2022年度版）」の協会工法規格RPN-302（緑色）によるものとする。

23-27-3 材 料

樹脂系薄層舗装工に使用する材料は、樹脂舗装技術協会の「樹脂系すべり止め舗装要領書（2022年度版）」によるものとする。

23-27-4 施 工

樹脂系薄層舗装工の施工は樹脂舗装技術協会の「樹脂系すべり止め舗装要領書（2022年度版）」及び「樹脂系すべり止め舗装設置マニュアル（2020年度版）」によるものとする。

樹脂系薄層舗装工の配色については青色及び白色（Wゼブラ施工）、青色（全面施工）および緑色（全面施工）とし、その指示を受けた後、供試体（配色）を作成し監督員に提出する。

23-27-5 交通開放

交通開放は、硬化確認及び余剰骨材の回収後、監督員の指示に従って行うものとする。

23-27-6 数量の検測

樹脂系薄層舗装工の数量の検測は、設計数量（m²）で行うものとする。

23-27-7 支 払

樹脂系薄層舗装工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m²当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、舗装路面の清掃、樹脂の塗布、材料の運搬及び散布等、樹脂系薄層舗装工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（ 7）	樹脂系薄層舗装工	
	A	m ²
	B	m ²
	C	m ²

23-28 セメントミルク注入工

23-28-1 定 義

セメントミルク注入工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、本特記仕様書23-7「アスファルト混合物」にて施工する開粒度アスファルト混合物の施工後にセメントミルクを注入して半たわみ性舗装化することをいう。

23-28-2 種 別

セメントミルク注入工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
セメントミルク注入工 A（t = 4 c m）	休憩施設駐車場の小型車駐車ます部に施工するもの。 セメントミルク材料区分：普通タイプ

23-28-3 材 料

セメントミルク注入工に使用する材料は、「設計要領第一集 舗装 参考資料」2. 半たわみ性舗装設計・施工マニュアルの規定によるものとし、標準注入量は次のとおりとする。

単価表の項目	標準注入量（L/m ² ）
セメントミルク注入工 A（t = 4 c m）	9. 3 8

23-28-4 施 工

セメントミルク注入工の施工は、「設計要領第一集 舗装 参考資料」2. 半たわみ性舗装設計・施工マニュアルの規定によるものとする。

23-28-5 交通開放

セメントミルク注入後は、監督員が特に指示した場合を除いて、セメントミルクの圧縮強度が5 MPa（50kg f/cm²）以上となるまで養生するものとし、養生後監督員の指示に従って交通解放するものとする。

2 3 - 2 8 - 6 数量の検測

セメントミルク注入工の数量の検測は、設計数量（m²）で行うものとする。

2 3 - 2 8 - 7 支 払

セメントミルク注入工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m²当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うセメントミルクの計量、練り混ぜ、注入、仕上げ、養生等セメントミルク注入工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（ 8）	セメントミルク注入工 A（t = 4 cm）	m ²

2 3 - 2 9 路面標示消去工

2 3 - 2 9 - 1 定 義

路面標示消去工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、既設の路面標示を消去することをいう。

2 3 - 2 9 - 2 種 別

路面標示消去工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
路面標示消去工 A 1	高機能舗装における既設路面標示（W = 1 5 c m）を、ウォータージェットにて消去するもの。
路面標示消去工 B 1	高機能舗装における既設路面標示（W = 2 0 c m）を、ウォータージェットにて消去するもの。
路面標示消去工 C 1	高機能舗装における既設薄層舗装（E T C誘導標示）を、ウォータージェットにて消去するもの。
路面標示消去工 D 1	コンクリート舗装における既設薄層舗装（E T C誘導標示）を、削り取り式にて消去するもの。

2 3 - 2 9 - 3 施 工

路面標示消去工におけるウォータージェットの施工は、舗装の削り取りを必要最低限とするものとする。

2 3 - 2 9 - 4 濁水及び汚泥処理

路面標示消去工の濁水及び汚泥の処理は、共通仕様書 1 - 2 8 の規定による他、本特記仕様書 1 5 - 1 「建設副産物の処理方法」の規定により処理するものとする。なお、本工事で生じる濁水及び汚泥の最終処分場への運搬・処理の費用については、監督員と受注者との協議し別途定めるものとする。

2 3 - 2 9 - 5 数量の検測

路面標示消去工の数量の検測は、設計数量（m又はm²）で行うものとする。

23-29-6 支 払

路面標示消去工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m又は1 m²当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設路面標示の消去、廃材の運搬・処分等路面標示消去工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で、諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一(9)	路面標示消去工	
	A 1	m
	B 1	m
	C 1	m ²
	D 1	m ²

23-30 車止め工

23-30-1 定 義

車止め工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、休憩施設における駐車場と園地歩道部との境界部等に車止めの設置を行うことをいう。

23-30-2 種 別

車止め工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
車止め工 A	休憩施設における駐車場と園地歩道部との境界部等に車止めの設置を行うもの（基礎等を含む） ・本体弾性タイプ

23-30-3 材 料

車止め工の材料は次のとおりとし、基礎材及び基礎は共通仕様書の各規程によるものとする。

単価表の項目	区分	規格、材質
車止め工 A	本 体	ポール型車止め（本体弾性タイプ）
	基 礎	コンクリート種別C2-1
	基礎材	C-40（道路掘削の材料を使用）

なお、これによりがたい場合は別途監督員と協議して定めるものとし、その費用については受注者と監督員とで協議し定めるものとする。

23-30-4 施 工

構造物の掘削に当たっては地中埋設物に十分に注意し、周辺の既設構造物に損傷を与えないよう施工しなければならない。

23-30-5 数量の検測

車止め工の数量の検測は、設計数量（基）で行うものとする。

23-30-6 支 払

車止め工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1基当たりの契約単価で支払うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う車止めの材料、路床の掘削仕上げ、基礎材、コンクリート、型わくの施工、車止めの据え付け、埋戻し等車止め工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で、諸経費に含まれるものを除く全ての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一(10)	車止め工	
	A	基

23-31 造園工作物設置工

23-31-1 定 義

造園工作物設置工とは、設計図書および監督員の指示に従って、造園工作物の設置を行うことをいう。

23-31-2 種 別

造園工作物設置工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	摘要
造園工作物設置工 ベンチ	園地部に設置するベンチの材料費、仮置場からの基礎材の運搬費、設置費を含む。 (道路掘削の材料を使用)	

23-31-3 材 料

造園工作物設置工の材料については、設計図書及び監督員の指示に従うものとし、ベンチの装色については茶系とし、監督員の確認を得ることとする。

23-31-4 数量の検測

造園工作物設置工の数量の検測は、設計数量(基)で行うものとする。

23-31-5 支 払

造園工作物設置工の支払は、前項の規定により検測された数量に対し、1基当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う造園工作物の運搬、設置等造園工作物設置工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で、諸経費に含まれるものを除く全ての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一(11)	造園工作物設置工 ベンチ	基

23-32 路上作業安全講習に関する事項

23-32-1 定 義

路上作業安全講習とは、高速道路の路上作業における作業従事者の心得を工事関係者間で確認し共有するために行う講習をいう。

22-32-2 路上作業安全講習の内容等

路上作業安全講習の内容等は次のとおりとする。

- (1) 受講者数 1回あたり50人以内
- (2) 講師 (株)ネクスコ・パトロール東北 社員
- (3) 費用 1回あたり20万円（消費税及び地方消費税相当額含まず）
- (4) 実施日 別途監督員より指示
- (5) 講習場所 別途監督員より指示
- (6) 受講回数 受講対象者にあつては、1回受講
- (7) 内 容

項 目	内 容	所要時間
安全講話	高速道路上の交通規制内作業時における心構え、危険性の認知、異常事象事例及びその対応方法	1.5時間
実技訓練	高速道路上の交通規制内作業時における車両乗降方法、資機材の荷降ろし・荷揚げ方法、発炎筒の使用方法、旗振り及び合図方法	1.0時間
上記に加え、質疑応答等も含め、全体で3.0時間		

なお、路上作業安全講習は、共通仕様書1-25-1（5）に示す、当該月の安全に関する研修・訓練等に含まないものとする。

23-32-3 受講対象者

受講対象者は、次のとおりとする。

- (1) 交通規制内で作業を行う者
- (2) 交通規制出入り口を監視する者（交通監視員・交通誘導警備員）
- (3) 主任（監理）技術者
- (4) 保全安全管理者

23-32-4 路上作業安全講習計画書等の提出

受講にあたっては、路上作業安全講習の内容及び時期を記載した計画書を監督員へ提出するものとする。また、路上作業安全講習後に、路上作業安全講習受講終了証及び参加者名簿を監督員へ提出するものとする。

23-32-5 数量の検測

路上作業安全講習の数量の検測は、設計数量（回）で行うものとする。

23-32-6 支 払

路上作業安全講習の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1回当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う路上作業安全講習を受講するために必要な費用で諸経費を含めたすべての費用を含むものとする。

単価表の項目

検測の単位

特-（12） 路上作業安全講習

回

2 3 - 3 3 割掛対象表の項目に示す工事の内容

割掛対象表の項目に示す工事の内容は、共通仕様書第 1 章「表 1 - 3 割掛対象表の項目に示す工事の内容」による他、次のとおりとする。

割掛対象表の項目名称	工事の内容
仮路面標示工費	橋梁部において既設の路面標示が施工に伴い消滅するような場合に、視線誘導として速乾性を有する常温型トラフィックペイントで仮路面標示を設置する費用をいう。（施工幅5cm）

2 4. 補足事項

2 4 - 1 設計図書の変更及び追加について

下記に示す事項については、現在関係機関と協議中であり、関連する工事の設計内容を変更する可能性がある。受注者は監督員と緊密な連絡を取ると共に、これについて監督員が指示した場合、速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者との協議して定めるものとする。

- (1) 道路管理者との協議に伴う大衡 I C ランプ部舗装補修の数量変更
- (2) 交通管理者及び道路管理者との協議に伴う交通規制時間及び規制種別の変更
- (3) 床版事前開削調査後の確認結果に伴う施工数量の変更

2 4 - 2 工事記録の作成及び提出について

- (1) 共通仕様書 1 - 5 1 - 2 「工事記録情報」に規定する工事記録作成要領は、令和 8 年 7 月版とする。
- (2) 受注者は、工事記録収集システムへデータ入力完了後、「工事記録情報 完了届（様式 - 1 3）」をしゅん功届提出予定の 2 週間程度前までに監督員に提出し、その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報 チェック結果票」にて照査の結果の通知を受けるものとする。
- (3) 工事記録収集システムに関する問合せは、東日本高速道路(株)東北支社に常駐する「保全情報管理員」とし、氏名等については別途監督員より通知する。

2 4 - 3 緊急時の協力業務

工事関係者が、高速道路上等を道路交通法の道路維持作業用自動車の指定を受けた車両で走行中などに、交通事故等の緊急事態に遭遇又は、落下物等を発見した場合は、自ら安全が確保でき、かつ可能な範囲で、下記に示す措置を行うものとする。

- (1) 非常電話、無線などによる交通管制室への通報
- (2) 発煙筒、旗、ラバコーン等による後続車両等への注意喚起
- (3) 負傷者の救助、援助および落下物の車線からの排除

2 4－4 実績価格調査票

受注者は、契約締結後、見積活用方式に係る見積対象項目に対し下請契約したとき、または、現場組織構築されたときは、本工事の入札前に提出した最終参考見積書と契約後の実態に基づく比較を行う

「実績価格調査票（別添－２）」を作成し提出するものとする。なお、監督員は、提出された実績価格調査票に疑義がある場合は、施工体制点検などの場を活用して受注者や下請負人に聞き取り調査を行うものとする。

監督員
_____ 殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○ ○○

間接工事費計画書の提出について

(工事名) _____

標記工事について、特記仕様書「○. 間接工事費の変更」に基づき下記のとおり提出します。

記

【間接工事費計画書】				
費目		費用	内容	計上額（円）
共通仮設費	営繕費	借上費	現地事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者輸送費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	
	小計			
	現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当
賃金以外の食事、通勤等に要する費用			労働者の食事補助、交通費の支給	
小計				
合計				

以 上

年 月 日

監督員

殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○ ○○

間接工事費増加費用の負担額に関する協議書

(工事名)

標記工事について、特記仕様書「○. 間接工事費の変更」に基づき下記のとおり協議します。

記

1. 契約締結年月日 年 月 日

2. 契約番号 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

3. 工 期

1) 当初工期	自)	年	月	日
	至)	年	月	日
2) 変更工期	自)	年	月	日
	至)	年	月	日

4. 協議額

¥ 円

(増加費用に係る一般管理費等を含まない)

5. 協議額内訳

別添「変更間接工事費計画書」のとおり

以 上

変更間接工事費計画書

(工事名)

(円)

費目		費用	内容	当初計上額	変更計上額	差額
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舍、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者輸送費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小計					
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給			
	小計					
合計						

※実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を合わせて提出すること。

年 月 日

監督員

殿

受注者 ○○株式会社

現場代理人 ○○ ○○

間接工事費増加費用の負担額同意書

(工事名)

年 月 日付けで協議のありました間接工事費増加費用の負担額については同意します。

以 上

カーボンニュートラル施工計画書

工事名	
受注者名	
提案項目	例) バイオ燃料対応機械の活用

1. 提案内容

例) ●●の施工に使用する○○（機械名等）にバイオ燃料対応機械を活用する

2. 取り組みにより削減される概算CO2排出量(t)

例) バイオ燃料対応機械は通常建設機械に比して燃費■■L/hの削減が見込まれる。（根拠はパンフレットを参照）

バイオ燃料対応機械の当該現場での総稼働時間数は▲▲hである。

削減されるCO2排出量(t) = ■■L/h × ▲▲h × 単位発熱量(GJ/kL) × CO2排出係数(t/GJ)

= ★★t

※提案項目毎に概算CO2排出量の根拠（パンフレット等）を添付又は記載した本施工計画書を作成し、監督員宛に提出すること。

※「取り組みにより削減される概算CO2排出量(t)」は、契約上、受注者を拘束するものではない。

（注）Kcube2による提出とする。

カーボンニュートラル施工計画書

工 事 名	
受注者名	
競争参加資格申請時に実施するとして取り組み	例) バイオ燃料対応機械の活用
1. 提案内容 例) ●●の施工に使用する○○（機械名等）にバイオ燃料対応機械を活用する	
2. 取り組みにより削減される概算CO2排出量(t) 例) バイオ燃料対応機械は通常建設機械に比して燃費■■L/hの削減が見込まれる。（根拠はパンフレットを参照） バイオ燃料対応機械の当該現場での総稼働時間数は▲▲hである。 削減されるCO2排出量(t) = ■■L/h × ▲▲h × 単位発熱量(GJ/kL) × CO2排出係数(t/GJ) = ★★t	

※提案項目毎に概算CO2排出量の根拠（パンフレット等）を添付又は記載した本施工計画書を作成し、監督員宛に提出すること。

※「取り組みにより削減される概算CO2排出量(t)」は、契約上、受注者を拘束するものではない。

（注）Kcube2による提出とする。

年 月 日

東日本高速道路株式会社 東北支社
〇〇管理事務所長

殿

会社名 〇〇株式会社
代表者 〇〇 〇〇

不動産貸付申請書

(工事名)

特記仕様書〇－〇の規定に基づき、貴社所有の不動産を下記のとおり貸付けていただきたく、
申請いたします。

記

1. 不動産の種類
2. 不動産の所在地
3. 不動産の使用目的
4. 必要面積
5. 貸付希望期間
6. 添付書類
 - 工事請負契約書 (写)
 - 特記仕様書 (写)
 - 用地使用計画書

以 上

[illegible]

令和 年 月分工事履行報告

(工事名)

受 注 者 ○○株式会社

現場代理人 ○○ ○○

契 約 金 額

工期 自) 年 月 日 (〇〇〇日間)
至) 年 月 日

項目	設計数量	契約金額	換算率 (%)	累計 出来高 (%)	前月 出来高 (%)	今月 出来高 (%)	摘要
準備工							
〇〇工							
〇〇工							
〇〇工							
〇〇工							
雑工							
後片づけ							
全体							

監督員 _____ 殿

年 月 日

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○ ○○

工事用プレート使用状況等記録簿（○年○月分）

工事名 _____

プレート番号	使用日（通常業務：○ 緊急業務：△ その他：□）																															プレートの保管場所	備考			
	日曜	1月	2火	3水	4木	5金	6土	7日	8月	9火	10水	11木	12金	13土	14日	15月	16火	17水	18木	19金	20土	21日	22月	23火	24水	25木	26金	27土	28日	29月	30火	31水		(施錠がされていれば○、されていなければ×を記載)		
例) 1111111111111111	/	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	△			○	○	○	○	○	□		○	○	○	現場事務所金庫（○）	○/20 地震発生による現場点検で使用 ○/26 通常業務で使用したが、使用者の過失により区間外走行
	/																																			
	/																																			
	/																																			
	/																																			
	/																																			
	/																																			
	/																																			
	/																																			

※通常業務以外（区間外走行等含む）で使用した場合には備考欄に簡潔に内容を記載すること。
※不必要な文字は消して使用すること。

監督員

殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○ ○○

工事記録情報 完了届

下記の工事件名について工事記録情報の作成が完了致しましたので提出致します。

発注者名		東日本高速道路(株) 東北支社	
工事件名			
No.	工種名	工事情報（テーブル名）	数量

※発注時より工事内容に変更が生じる場合は、変更特記仕様書や変更数量表を添付する。

様式-1

平成 年 月 日

殿

受注者
現場代理人 印

低速プロファイラ使用確認願

工事名) _____

標記工事について、下記のとおり低速プロファイラを使用したいので、確認願います。

記

- 1. 低速プロファイラの製造会社名および機種名
 - 製造会社名) ○○
 - 機種型式) ○○
 - 製造番号) ○○
- 2. 添付書類
 - ・製造会社の校正試験結果および性能確認結果（写） 各 1 部

以上

試験法一付属書 001	路面プロファイラの性能確認方法
-------------	-----------------

様式－2（記入例）

試験法－付属書 001	路面プロファイラの性能確認方法									
-------------	-----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

製造会社名

〇〇〇

機種型式

〇〇〇

製造番号

〇〇〇

測定年月日

〇〇〇

測定者

〇〇〇

舗装種別

〇〇〇

IRI精度評価値														試験プロファイル														プロファイラ性能評価値														試験プロファイル													
		往路												復路												平均			往路												復路												平均		
		1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目																														
基準プロファイル (移植性性能値)		水準		0.970	0.980	0.990	0.970	0.980	1.000	0.970	0.980	0.990	0.970	0.980	1.000	0.982	基準プロファイル (移植性性能値)		水準		0.951	0.960	0.970	0.951	0.960	0.980	0.951	0.960	0.970	0.951	0.960	0.980	0.962																						
試験プロファイル (反復性性能値)	往路	1回目		0.990	0.980	1.000	0.990	0.970								0.988	試験プロファイル (反復性性能値)	往路	1回目		0.970	0.960	0.980	0.970	0.951							0.968																							
		2回目			0.990	0.990	1.000	0.990														2回目			0.970	0.970	0.980	0.970																											
		3回目				0.980	0.990	0.990														3回目				0.960	0.970	0.970																											
		4回目					0.990	0.980														4回目					0.970	0.960																											
		5回目						0.990														5回目						0.970																											
		6回目																				6回目																																	
	復路	1回目								0.990	0.980	1.000	0.990	0.970				0.968	復路	1回目										0.970	0.960		0.980	0.970	0.951																				
		2回目									0.990	0.980	1.000	0.990						2回目													0.970	0.970	0.980	0.970																			
		3回目											0.980	0.990	0.990						3回目												0.960	0.970	0.970																				
		4回目												0.990	0.980						4回目													0.970	0.960																				
		5回目													0.990						5回目													0.000	0.970																				
		6回目																		0.990		6回目													0.000	0.000																			

距離測定精度				距離測定				IRI精度評価値				プロファイラ性能評価値				距離測定精度													
				延長	誤差量 各回	誤差率（％） 各回	精度（％） 各回	＝ 移植性性能値 × 反復性性能値				＝ 移植性性能値 × 反復性性能値				＝ 1 － 距離測定誤差													
基準長				240.000				＝ 0.982 × 0.988				＝ 0.962 × 0.968				＝ 1 － 0.06%													
測定長	往路	1回目	240.212		0.212	0.09%	99.91%	プロファイラ性能評価値	＝	移植性性能値	×	反復性性能値	＝	0.970	(97.0%)	＝	0.931	(93.1%)	＝	1	－	距離測定誤差							
		2回目	240.488		0.488	0.20%	99.80%																＝	0.962	(93.1%)	＝	1	－	0.06%
		3回目	240.439		0.439	0.18%	99.82%																						
		4回目	239.769		-0.231	-0.10%	100.10%																						
		5回目	240.223		0.223	0.09%	99.91%																						
		6回目	240.250		0.250	0.10%	99.90%																						
	復路	1回目	240.512		0.512	0.21%	99.79%		距離測定精度	＝	1	－	0.06%																
		2回目	239.789		-0.211	-0.09%	100.09%																						
		3回目	240.334		0.334	0.14%	99.86%																						
		4回目	239.224		-0.776	-0.32%	100.32%																						
		5回目	240.195		0.195	0.08%	99.92%																						
		6回目	240.223		0.223	0.09%	99.91%																						
全回平均						0.06%	99.94%																						

提出日：令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者 名
現 場 代 理 人

実績価格調査票の提出について

工事名)
標記工事について、見積対象項目に関する調査票を提出します。

番号	項目番号	名称	単位	数量	参考見積書		実績価格	
					単価	金額	単価	金額
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
		経費	式	1				
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								

注 1) Kcube2 による提出とする

様式第〇号

令和 年 月 日

監督員

殿

受注者

現場代理人

施工確認願（車両後退時の通信方法）

(工事名)

標記工事について、車両後退時の通信方法について定めたので、確認下さいますようお願いいたします。

記

1. 使用する通信機器	
項目	数量
☐ 携帯型無線機（トランシーバー）	
☐ 携帯型無線機（イヤホンマイク等を装着したハンズフリー型）	
☐ その他（ ）	
2. 通信体制（役割及び通信関係）	
3. 通信不能時の対応	
4. その他 上記 1 ～ 3 以外の工事用車両後退時における安全対策については、別紙のとおり 【別紙に、各現場での安全対策を記載すること】	

以 上

- (注 1) 該当する項目の□にレマークを記入すること。
(注 2) 使用する通信機器のカタログ等を添付すること。
(注 3) Kcube2 による提出とする。